



働き方の 新しいスタイル ガイドブック

仕事と家庭両立支援



I ワーク・ライフ・バランス

I-1	ワーク・ライフ・バランスとは	2
	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは	
	(2) 仕事と生活の調和推進のための行動指針	
I-2	働き方改革とは	4
I-3	働き方改革関連法の施行	4

II ポストコロナの「新しい日常」に対応した働き方

II-1	テレワークの推進	6
II-2	副業・兼業の促進	7
II-3	雇用によらない働き方（フリーランス）	7

III 仕事と子育ての両立支援制度

III-1	妊娠中及び出産後の健康管理	10
	(1) 健康診査等に必要な時間の確保	
	(2) 健康診査等に基づく指導事項を守るための措置	
	(3) 産前産後休業その他の母性保護措置	
	(4) 産前産後休業期間の解雇制限 母性健康管理指導事項連絡カード	
III-2	育児休業	14
	(1) 育児休業の対象	
	(2) 育児休業の期間	
	(3) 育児休業の申出方法、回数	
	(4) 育児休業申出の期限	
	(5) 育児休業期間の終了	
	(6) パパ・ママ育休プラス	
	(7) 出生時育児休業（産後パパ育休）	
	(8) 産後パパ育休期間中の就業	
	(9) 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置	
III-3	育児時間等育児のための制度	16
	(1) 育児時間	
	(2) 子どもの看護休暇	
	(3) 時間外労働の制限	

- (4) 所定外労働時間の制限
- (5) 所定労働時間の短縮措置
- (6) 深夜業の制限
- (7) 小学校就学前の子を養育する労働者に関する措置
- (8) 労働者の配置に関する配慮
- (9) 再雇用特別措置

Ⅲ-4 子どもを預けて働くとき 18

- (1) 保育所・認定こども園
- (2) 放課後児童クラブ
- (3) 病児保育
- (4) ファミリー・サポート・センター

Ⅲ-5 出産や育児休業中における経済的負担の軽減 19

- (1) 出産手当金
- (2) 出産育児一時金
- (3) 育児休業給付
- (4) 産前産後休業期間の社会保険料の免除
- (5) 産前産後期間の国民健康保険料(税)の軽減
- (6) 産前産後期間の国民年金保険料の免除
- (7) 育児休業期間中の社会保険料の免除
- (8) 育児をしながら勤務する方への配慮措置
- (9) 育児休業中の税金の取扱い

Ⅲ-6 不利益な取扱いの禁止 21

- (1) 産前産後の休業期間とその後30日間の解雇禁止
- (2) 定年、退職及び解雇に係る性別を理由とする差別の禁止
- (3) 不利益な取扱いの禁止
- (4) 育児休業等の申出等を理由とするハラスメントの防止対策

お知らせ 育児・介護休業法等が改正されました(令和7年4月1日から順次施行) 22

お知らせ 従業員が1000人を超える企業は、男性の育児休業等
取得状況の公表が義務化されています 23

コラム 「勤務間インターバル制度」とは 24

Ⅳ 仕事と介護の両立支援制度

Ⅳ-1 介護休業 26

- (1) 介護休業とは
- (2) 介護休業の期間
- (3) 介護休業の申出
- (4) 介護休業の期間の変更、申出の撤回
- (5) 介護休業期間の終了

IV-2 介護休暇	27
(1) 介護休暇とは	
(2) 介護休暇の申出があった事業主の義務等	
IV-3 介護のための措置	27
(1) 所定外労働時間の制限	
(2) 時間外労働の制限	
(3) 所定労働時間の短縮措置	
(4) 深夜業の制限	
(5) 家族の介護を行う労働者の配置に関する配慮	
(6) 労働者の配置に関する配慮	
(7) 再雇用特別措置	
お知らせ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境 整備等の措置が事業主の義務になります	29
IV-4 介護休業中における経済的負担の軽減	30
(1) 介護休業給付	
IV-5 不利益な取扱いの禁止	30
(1) 不利益な取扱いの禁止	
(2) 介護休業等を申し出たことによるハラスメントの防止対策	
お知らせ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立しました	31
コラム DV（ドメスティックバイオレンス）とは	31
コラム 治療と仕事の両立支援	32
V 職場におけるハラスメントの防止	
V-1 職場におけるパワーハラスメント	34
(1) 職場におけるパワーハラスメントとは	
(2) パワハラの種類と具体例	
(3) パワハラを防止するために事業主が講ずべき措置	
V-2 職場におけるセクシュアルハラスメント	36
(1) 職場におけるセクシュアルハラスメントとは	
(2) セクハラの種類と判断基準	
(3) セクハラを防止するために事業主が講ずべき措置	
(4) 自社の労働者等が他社の労働者にセクハラを行った場合の協力対応	
V-3 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	38
(1) 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは	
(2) 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容	
(3) 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを 防止するために事業主が講ずべき措置	

V-4 顧客等からの著しい迷惑行為 (いわゆるカスタマーハラスメント) について…………… 41

- (1) カスハラとは
- (2) カスハラの判断基準
- (3) カスハラ対策の基本的な枠組み
- コラム** 多様な人材が活躍できる職場環境に向けて…………… 44

VI 事業主が取り組む仕事と家庭の両立支援策

VI-1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画…………… 46

- (1) 次世代育成支援対策推進法とは
- (2) 一般事業主行動計画の策定等
- (3) くるみん認定 (基準に適合する一般事業主の認定)
- (4) プラチナくるみん認定 (基準に適合する認定一般事業主の認定)
- (5) 行動計画策定からプラチナくるみん認定までの流れ

VI-2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画と情報公開…………… 49

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律とは
- (2) 一般事業主行動計画の策定等
- (3) えるぼし認定 (基準に適合する一般事業主の認定)
- (4) プラチナえるぼし認定 (基準に適合する認定一般事業主の認定)
- (5) えるぼし認定、プラチナえるぼし認定までの流れ
- コラム** 「トモニ」を活用して、仕事と介護の両立支援の取組をアピールしましょう!…………… 54

VII 事業主のための支援制度

VII-1 両立支援等助成金…………… 56

- (1) 出生時両立支援コース
- (2) 介護離職防止支援コース
- (3) 育児休業等支援コース
- (4) 育休中等業務代替支援コース
- (5) 柔軟な働き方選択制度等支援コース
- (6) 不妊治療両立支援コース

VII-2 人材確保等支援助成金 (テレワークコース)…………… 61

VII-3 労働条件等関係助成金等…………… 61

- (1) 業務改善助成金
- (2) 働き方改革推進支援助成金

VII-4 働き方・休み方改善コンサルタントについて…………… 63

VII-5 おかやま子育て応援宣言企業の登録…………… 64

VII-6 岡山県男性育児休業取得促進奨励金…………… 64

VII-7 岡山県男女共同参画社会づくり表彰…………… 66

VIII 相談窓口…………… 68

I ワーク・ライフ・バランス



I ワーク・ライフ・バランス

I-1 ワーク・ライフ・バランスとは

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかし、現実の社会には、安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となり、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっているとされています。

ワーク・ライフ・バランスとは、就労による経済的自立とともに、育児や介護などを含めた生活の充実を図る働き方、生き方であり、2007年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が定められ、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が進められています。



(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会は3つの柱で構成されています。

ア 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

イ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

ウ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性別や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

(2) 仕事と生活の調和推進のための行動指針

行動指針では、「企業・働く者」と「国・地方公共団体」がそれぞれの立場で果たすべき役割を示しています。

企業・働く者が果たすべき役割

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的な取組を推進する。

- ・人物本位による正当な評価による採用
- ・公正な処遇や積極的な能力開発
- ・労働時間関係法令の遵守の徹底
- ・労働時間等の設定改善の取組
- ・柔軟な働き方を支える制度と制度を利用しやすい職場づくり
- ・男性の育児休業等取得促進に向けた環境整備
- ・女性・高齢者等の再就職・継続就業機会の提供など

国・地方公共団体が果たすべき役割

企業・働く者の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に実施する。

- ・キャリア教育・職業教育の体系的充実
- ・経済全体に通じる職業能力開発・評価制度構築
- ・労働時間等設定改善の取組の支援
- ・長時間労働抑制、有給休暇取得促進
- ・女性の継続就業支援と育休を取得しやすい環境整備、就業率の向上
- ・多様な働き方に対応した子育て支援
- ・男性の子育てへの関わり支援・促進
- ・育児・介護等の社会基盤形成など



I-2 働き方改革とは

少子化・高齢化による生産年齢人口の減少に対して、労働供給の確保や生産性向上等に取り組むとともに、人生百年時代を迎えてライフスタイルが多様化する中で、どのような生き方や働き方であっても安心できる社会を創っていくことが必要となっています。

働き方改革とは、生産年齢人口の減少や欧米に比べて低い生産性等、日本社会が直面している課題の解決を目指して、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進等に取り組む改革です。労働関係法令の改正が行われるとともに、テレワークや副業・兼業、フリーランスなど多様で柔軟な働き方の推進など様々な取組が進められています。

I-3 働き方改革関連法の施行



多様な働き方が選択できる社会を実現するため、「働き方改革関連法」が2019年4月から順次施行されています。

ア 時間外労働の上限規制

時間外労働の上限は月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。特別な事情があって労使が合意する場合でも、年720時間以内、月100時間未満、複数月平均80時間以内を超えることはできません。



イ 年次有給休暇の確実な取得

10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇を年5日、確実に取得させる必要があります。

ウ 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

正社員と非正規社員の間で、基本給や賞与などの個々の待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。



エ 割増賃金率の引き上げ

月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は、50%以上とする必要があります。

Ⅱ ポストコロナの「新しい日常」 に対応した働き方



Ⅱ ポストコロナの「新しい日常」に対応した働き方

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年5月に感染拡大防止のための留意事項をまとめた「新しい生活様式」実践例が示され、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の実施等が推奨され、私たちの働き方についても大きな変化をもたらしました。

《働き方の新しいスタイル》



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

ポストコロナ時代においては、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークや、多様なキャリア形成を促進する副業・兼業、雇用によらない働き方などの多様で柔軟な働き方が更に広がる可能性があり、人口減少、人生100年時代といった環境変化の中で、労働者の個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現するための環境整備が進められています。

Ⅱ-1 テレワークの推進

テレワークは、インターネットなどの情報通信技術（ICT技術）を活用して、オフィスに行かなくても自宅や出張先、サテライトオフィスなどで業務を行う、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。在宅勤務の場合、通勤時間の削減による時間の有効活用や育児・介護との両立等のメリットがあります。

テレワークの実施に当たっては、対象業務・対象者の選定、就業規則の整備などの準備が必要であるとともに、導入後には、長時間労働やコミュニケーション不足などの問題が起りうることから、適切な導入が図られるよう、労務管理、労働条件等導入に際しての留意点についてまとめた「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」が厚生労働省から示されています。

〔テレワーク導入の効果〕

- ・優秀な人材の確保、育成（子育て・介護のための離職を防止）
- ・業務プロセスの革新（業務の棚卸し、見える化などの業務の見直し）
- ・事業運営コストの削減（オフィスコスト、通勤コストの削減）
- ・非常時の事業継続（新型コロナ感染拡大や災害時の事業継続）
- ・環境負荷の軽減（通勤者減少、オフィスの省エネ化）
- ・企業イメージの向上

Ⅱ－２ 副業・兼業の促進

副業・兼業を行うということは、二つ以上の仕事を掛け持つことをいいます。副業・兼業は、企業に雇用されて行うもの（正社員、パート、アルバイトなど）、自ら起業して事業主として行うもの、コンサルタントとして請負や委任といった形で行うものなど様々な形態があります。別の仕事でスキルや経験を得ることでキャリア形成ができる、所得が増加するなどのメリットがあります。

副業・兼業は、現在勤務している会社の就業規則で認められていれば実施が可能ですが、労働時間が長くなる可能性があるため、自身による労働時間の管理や健康管理が必要となります。また、業務上知り得た秘密情報を漏らさないことなどに留意する必要があります。厚生労働省から、副業・兼業を進める上での基本的な流れやモデル就業規則などをまとめた「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が示され、わかりやすく解説されています。

〔副業・兼業の労働者のメリット〕

- ・離職せずとも別の仕事に就くことが可能となり、スキルや経験を得ることで主体的にキャリアを形成することができる。
- ・本業の所得を活かして、自分がやりたいことに挑戦でき、自己実現を追求できる。
- ・所得が増加する。
- ・本業を続けつつ、よりリスクの小さい形で将来の起業・転職に向けた準備・試行ができる。

〔副業・兼業の企業のメリット〕

- ・労働者が社内では得られない知識・スキルを獲得することができる。
- ・労働者の自律性・自主性を促すことができる。
- ・優秀な人材の獲得・流出の防止ができ、競争力が向上する。
- ・労働者が社外から得た新たな知識・情報や人脈により、事業機会の拡大につながる。

Ⅱ－３ 雇用によらない働き方（フリーランス）

フリーランスとは、実店舗がなく、雇い人もいない自営業主等で、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指します。近年、インターネットを活用した短期・単発の仕事を請け負うギグ・エコノミーなど、自由な働き方が拡大しています。

2020年5月のフリーランス実態調査によると、フリーランスという働き方を選択した理由では、「自分の仕事のスタイルで働きたいため」と回答した者が6割、満足度では、「仕事上の人間関係」、「就業環境」、「プライベートとの両立」に8割以上が満足と回答する一方で、6割の者が、「収入が少ない・安定しない」と回答しています。

フリーランスという働き方を選択した理由（複数回答可）

1位	自分の仕事のスタイルで働きたいため	57.8%
2位	働く時間や場所を自由にするため	39.7%
3位	収入を増やすため	31.7%
4位	より自分の能力や資格を生かすため	27.3%
5位	挑戦したいことややってみたいことがあるため	13.5%
6位	ワーク・ライフ・バランスを良くするため	11.9%

フリーランスという働き方の満足度（単一回答）

1位	仕事上の人間関係	85.7%
2位	就業環境（働く場所や時間など）	82.9%
3位	プライベートとの両立	81.8%
4位	達成感や充実感	77.3%
5位	社会的地位	63.1%
6位	多様性に富んだ人脈形成	60.1%
7位	収入	37.4%

フリーランスとして働く上での障壁（複数回答可）

1位	収入が少ない・安定しない	59.0%
2位	他人とのネットワークを広げる機会が少ない	17.2%
3位	仕事がなかなか見つからない	15.3%
4位	仕事が原因で負傷した、疾病になった場合の補償がない	12.7%
5位	就業時間や休日に関する規制がない	11.1%
6位	契約条件があいまい、事前に明示されない	10.7%
7位	社会的信用を得るのが難しく、偏見や誤解がある	10.7%

※出典「フリーランス実態調査結果」（令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局）

発注事業者に対して弱い立場にあるフリーランスは、報酬の支払遅延や減額、やり直しの要請などのトラブルに見舞われることがあります。このような背景から、トラブルの相談窓口（フリーランス・トラブル110番）の設置、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインの作成などの環境整備が行われており、令和5年5月には、フリーランスに係る取引の適正化や就業環境の整備を図ることを目的とした「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が公布され、令和6年11月1日に施行される予定です。

この法律により、フリーランスに業務を委託する発注事業者に対して、取引条件の明示やハラスメント行為に係る相談体制の整備などが義務付けられるとともに、不当な報酬の支払遅延や減額、受領拒否などが禁止されます。

詳しい法律の内容や最新情報は厚生労働省ホームページでご確認ください。

フリーランス・トラブル110番
0120-532-110（受付時間9：30～16：30 土日祝日を除く）



[厚生労働省ホームページ](#)>>

Ⅲ 仕事と子育ての 両立支援制度



Ⅲ 仕事と子育ての両立支援制度

Ⅲ－１ 妊娠中及び出産後の健康管理



女性の職場進出が進み、妊娠中又は出産後も働き続ける女性が増加するとともに、少子化が一層進行する中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件を整備するため、妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置が義務化されています。

(1) 健康診査等に必要な時間の確保（男女雇用機会均等法第12条）

女性労働者が母子保健法に基づく妊産婦健診を受診するための通院時間を確保することが事業主に義務付けられています。女性労働者が妊娠週数の区分に応じた回数、保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。（妊娠23週までは4週に1回、24～35週までは2週に1回、36週から出産までは1週に1回、出産後1年以内は医師又は助産師の指示による）

(2) 健康診査等に基づく指導事項を守るための措置（男女雇用機会均等法第13条）

妊娠中及び出産後の女性労働者が、母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づいて、医師等から何らかの指導を受けた場合、その指導事項を守ることができるようにするための、勤務の軽減、勤務時間の短縮、休業等の適切な措置を講じることが、事業主に義務付けられています。また、医師等の指導事項の内容を的確に伝達するため、「母性健康管理指導事項連絡カード」が定められており、その利用に努めることとされています。事業主が講じなければならない措置は次のとおりです。

ア 妊娠中の通勤緩和

通勤緩和の指導を受けた場合は指導に従い、時差通勤、勤務時間の短縮等の措置を講ずる。

イ 妊娠中の休憩に関する措置

休憩について指導を受けた場合は指導に従い、休憩時間延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講ずる。

ウ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

症状等に関する指導を受けた場合は指導に基づき、作業の制限、勤務時間短縮、休業等必要な措置を講ずる。

(3) 産前産後休業その他の母性保護措置

女性労働者に対する危険有害業務への就業制限として、母性保護の見地から、妊産婦については、その妊娠、出産、哺育等に有害な業務への就業が制限され、これらの業務のうち女性の妊娠、出産機能に有害な業務については、妊産婦以外の女性についても就業が禁止されています。

産前休業期間は、本人が請求した場合に就業させてはならず、産後休業期間は、原則として就業させてはなりません。また、妊産婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働等をさせてはなりません。

《妊産婦とは》 妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性です。

ア 危険有害業務の就業制限（労働基準法第64条の3）

妊産婦等を妊娠、出産、哺育等に有害な一定の業務（重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所における業務等）に就かせてはなりません。また、妊産婦以外の女性を妊娠又は出産に係る機能に有害な一定の業務に就かせてはなりません。

イ 産前産後の休業、簡易な業務への転換（労働基準法第65条）

6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性が請求した場合においては、その者を就業させてはなりません。また、産後8週間を経過しない女性を就業させてはなりません。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、医師が支障ないと認めた業務に就かせることは差し支えありません。妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務に転換させなければなりません。

ウ 時間外労働、休日労働、深夜業等の禁止（労働基準法第66条）

妊産婦が請求した場合は、変形労働時間制により労働させる場合であっても、その者を1週又は1日の労働時間が法定時間を超えて労働させてはなりません。また、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはなりません。

(4) 産前産後休業期間の解雇制限（労働基準法第19条）

産前産後休業期間及びその後30日間は、妊産婦を解雇することはできません。



母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 殿

年 月 日

医療機関等名

医師等氏名

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏名 等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年 月 日
----	--	------	---	-------	-------

2. 指導事項

症状等 (該当する症状等を○で囲んでください。)

措置が必要となる症状等
つわり、妊娠 ^{おそ} 悪阻、貧血、めまい・立ちくらみ、 腹部緊満感、子宮収縮、腹痛、性器出血、 腰痛、痔、静脈 ^{りゅう} 瘤 ^{ふしゅ} 、浮腫、手や手首の痛み、 頻尿、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、 頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、 赤ちゃん (胎児) が週数に比べ小さい、 多胎妊娠 (胎)、産後体調が悪い、 妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、 合併症等 ()

指導事項 (該当する指導事項欄に○を付けてください。)

		標準措置	指導事項
休業	入院加療		
	自宅療養		
勤務時間の短縮			
作業の制限	身体的負担の大きい作業 (注)		
	長時間の立作業		
	同一姿勢を強制される作業		
	腰に負担のかかる作業		
	寒い場所での作業		
	長時間作業場を離れることのできない作業		
ストレス・緊張を多く感じる作業			

(注) 「身体的負担の大きい作業」のうち、特定の作業について制限の必要がある場合には、指導事項欄に○を付けた上で、具体的な作業を○で囲んでください。

標準措置に関する具体的内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

3. 上記2の措置が必要な期間

(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間 (月 日～ 月 日)	
2週間 (月 日～ 月 日)	
4週間 (月 日～ 月 日)	
その他 (月 日～ 月 日)	

4. その他の指導事項

(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置 (在宅勤務を含む。)	
妊娠中の休憩に関する措置	

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

年 月 日

所属

氏名

事業主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

当カードは大半の母子健康手帳に記載されています。また、厚生労働省等のホームページからもダウンロードできます。

(参考) 症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業（入院加療）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業（長時間作業場を離れることのできない作業）の制限、においがきつい・換気が悪い・高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
貧血、めまい・立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業（高所や不安定な足場での作業）の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹部緊満感、子宮収縮	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業（長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場所を離れることのできない作業）の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹痛	休業（入院加療）、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
性器出血	休業（入院加療）、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
腰痛	休業（自宅療養）、身体的に負担の大きい作業（長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、腰に負担のかかる作業）の制限 など
痔	身体的負担の大きい作業（長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業）の制限、休憩の配慮 など
静脈瘤	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業（長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業）の制限、休憩の配慮 など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業（長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業）の制限、休憩の配慮 など
手や手首の痛み	身体的負担の大きい作業（同一姿勢を強制される作業）の制限、休憩の配慮 など
頻尿、排尿時痛、残尿感	休業（入院加療・自宅療養）、身体的負担の大きい作業（寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできない作業）の制限、休憩の配慮 など
全身倦怠感	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休憩の配慮、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
動悸	休業（入院加療・自宅療養）、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業（入院加療・自宅療養）、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
血圧の上昇	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
蛋白尿	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限 など
妊娠糖尿病	休業（入院加療・自宅療養）、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置（インスリン治療中等への配慮） など
赤ちゃん（胎児）が週数に比べ小さい	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
多胎妊娠（胎）	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
産後体調が悪い	休業（自宅療養）、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど	休業（入院加療・自宅療養）、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
合併症等（自由記載）	疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から参照できる措置など

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性に優しい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



Ⅲ－２ 育児休業

(1) 育児休業の対象（育児・介護休業法第5条、6条）

1歳に満たない子どもを養育する労働者は、事業主に申し出ることにより育児休業を取得できます。期間を定めて雇用されるパートタイマーや短時間労働者であっても、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない場合は育児休業を取得できます。

(2) 育児休業の期間（育児・介護休業法第5条、9条）

育児休業の期間は、原則として子どもが出生した日から1歳に達する日までの間で労働者が申し出た期間です。次のいずれにも該当する労働者は、事業主へ申し出ることにより更に1歳6か月まで育児休業をすることができます。

また原則として、本人又は配偶者の育児休業開始予定日は子どもが1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）となります。配偶者が1歳6か月までの育児休業をしている場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始予定日とすることもできます。

ア 育児休業に係る子どもが1歳に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合

イ 保育所に入所できない等、子どもが1歳を超えても休業が必要と認められる場合

ウ 1歳6か月までの育児休業を取得したことがない場合

また、1歳6か月以降も、保育園に入れない等の場合には、事業主に申し出ることにより育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。

(3) 育児休業の申出方法、回数（育児・介護休業法第5条、6条）

労働者は、休業の開始日、終了日等を記載した育児休業申出書を休業開始の1か月前までに事業主に提出します。事業主は、要件を満たしている労働者の申出を拒むことはできません。申出の回数は、特別な事情がない限り1人の子どもにつき1歳までの育児休業は2回、1歳6か月及び2歳までの育児休業は各1回まで可能となります。

(4) 育児休業申出の期限（育児・介護休業法第6条）

子どもが1歳に達するまでの育児休業について、労働者は希望どおりの日から休業するためには、原則として休業開始予定日の1か月前までに事業主に申し出ることが必要です。子どもが1歳6か月までの育児休業と子どもが2歳までの育児休業については、育児休業開始予定日の2週間前までに申し出ることが必要です。申出が遅れた場合、事業主は一定の範囲で休業を開始する日を指定することができます。

予定日より早く出産する等、特別な事情がある場合は、休業開始予定日の1週間前までに事業主に申し出ることが必要です。申出が遅れた場合、事業主は休業開始予定日以降申出の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間で休業を開始する日を指定することができます。

(5) 育児休業期間の終了（育児・介護休業法第9条）

育児休業期間は、労働者の意思にかかわらず次の場合に終了します。

ア 子どもを養育しないこととなった場合

イ 子どもが1歳に達した場合（延長している場合は1歳6か月又は2歳）

ウ 育児休業をしている労働者について産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業が始まった場合 等

(6) パパ・ママ育休プラス（両親ともに育児休業をする場合の特例）

パパ・ママ育休プラスは、両親ともに育児休業する場合で、以下のいずれかに該当する場合には、育児休業の対象となる子の年齢が1歳2か月にまで延長される制度です。（1人当たりの育休取得可能最大日数は産後休業・産後パパ育休を含め1年間です。）

ア 配偶者が、子どもが1歳に達する日以前において、育児休業（産後パパ育休含む）をしていること

イ 本人の育児休業開始予定日が子どもの1歳の誕生日以前であること

ウ 本人の育児休業開始予定日が、配偶者がしている育児休業の初日以降であること

(7) 出生時育児休業（産後パパ育休）（育児・介護休業法第2条、9条）

子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない労働者は、子の出生後8週間以内に最大4週間（28日）まで、1人の子につき2回分割して取得することが可能となります。ただし、2回分割する場合はまとめて申し出る必要があり、まとめて申し出なかった場合、事業主は後の申出を拒むことができます。

(8) 産後パパ育休期間中の就業（育児・介護休業法第9条の5第2項～第5項）

労使協定に、産後パパ育休期間中に就業させることができると定めた労働者に限り、産後パパ育休期間中に就業することができる日等を休業開始前日までに事業主に申し出ることができます。就業可能日等の申出がなされたときは、事業主は速やかにその範囲内で就業日等を提示しなければなりません。（ただし就業日数等には上限があります。）提示後、労働者の同意を得た場合に限り、労働者を就業させることができます。



(9) 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置（育児・介護休業法第21条、22条）

本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する周知と育児休業や産後パパ育休の取得意向の確認（※）を、個別に行う必要があります。また、その申出が円滑に行われるように、事業主は相談体制の整備や研修等の措置を講じる必要があります。

（※）令和6年5月31日に公布された育児・介護休業法の改正により、令和7年4月以降（公布後1年6か月以内の政令で定める日）からは、労働者からの妊娠・出産の申出時に加えて、子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。

Ⅲ－３ 育児時間等育児のための制度

(1) 育児時間（労働基準法第67条）

生後1歳未満の子どもを育てる女性は、休憩時間とは別に1日2回それぞれ少なくとも30分、その子どもを育てるための時間を請求することができます。

(2) 子どもの看護休暇（育児・介護休業法第16条の2）

小学校就学前の子どもを養育する労働者は、怪我や病気をした子どもの世話や予防接種等を受けさせるために、看護休暇を取得することができます（※）。子どもが1人の場合は1年に5日、2人以上の場合は10日まで、年次休暇とは別に取得できます。（1日単位又は時間単位の取得）

（※）令和6年5月31日に公布された育児・介護休業法の改正により、令和7年4月1日からは、子の行事参加等の場合も取得可能になるとともに、対象となる子の範囲が小学校3年生修了までに拡大されます。また、勤続6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みが廃止されます。

(3) 時間外労働の制限（育児・介護休業法第17条）

事業主は、小学校就学前の子どもを養育する労働者が、その子どもを養育するために請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月について24時間、1年間について150時間を超える時間外労働をさせてはけません。

日々雇い入れられる労働者や引き続き雇用された期間が1年に満たない場合などを除き、パートタイマーやアルバイトの方についても、時間外労働の制限の権利が認められています。

(4) 所定外労働時間の制限（育児・介護休業法第16条の8）

事業主は、3歳未満の子ども（※）を養育する労働者が請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはけません。制限の請求は、1回につき1か月以上1年以内の期間について、開始の日及び終了の日を明らかにして、制限開始予定日の1か月前までに行わなければなりません。所定外労働の制限は、労働者の意思にかかわらず、次の場合に終了します。

ア 子どもを養育しないこととなった場合

イ 子どもが3歳に達した場合

ウ 所定外労働の制限を受けている労働者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合

（※）令和6年5月31日に公布された育児・介護休業法の改正により、令和7年4月1日からは、「所定外労働の制限」の対象が拡大され、小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能となります。

《所定外労働と時間外労働》

労働時間は、労働基準法第32条において、1日8時間、週40時間以内とされており、その範囲内で事業所ごとに就業規則で定められています。

この就業規則に定める労働時間を超過した労働時間を所定外労働時間と呼びます。また、労働基準法に定める1日8時間週40時間の法定労働時間を超過した法定労働時間を時間外労働と呼びます。

(5) 所定労働時間の短縮措置（育児・介護休業法第23条）

事業主は、3歳未満の子どもを養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる所定労働時間を短縮することにより、その労働者が就業しつつ子どもを養育することを容易にするための措置（短時間勤務制度）を講じなければなりません。短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

短時間勤務制度の種類は、1日の所定労働時間を短縮する制度、週又は月の所定労働時間を短縮する制度、週又は月の所定労働日数を短縮する制度等があります。また、業務の性質上、短時間勤務制度の実施が困難な業務に従事する労働者に対しては、フレックスタイム、時差出勤、保育施設の設置運営などの始業時刻変更等の措置（※）を講じなければなりません。

（※）令和6年5月31日に公布された育児・介護休業法の改正により、令和7年4月以降（公布後1年6か月以内の政令で定める日）からは、3歳になるまでの子を養育する労働者に関し、育児短時間勤務を利用させられない労働者に対する措置の選択肢の1つとしてテレワークが追加されることから、勤務先によっては利用できるようになります。

(6) 深夜業の制限（育児・介護休業法第19条）

事業主は、小学校就学前の子どもを養育する労働者が、その子どもを養育するため請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜に労働させてはいけません。制限の請求は、1回につき1か月以上6か月以内の期間について開始及び終了の日を明らかにして、開始の日の1か月前までに書面で行います。

深夜業の制限の期間は、労働者の意思にかかわらず、次の場合に終了します。

ア 子どもを養育しないこととなった場合

イ 子どもが小学校就学の始期に達した場合

ウ 産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合

(7) 小学校就学前の子を養育する労働者に関する措置（育児・介護休業法第24条）

事業主は、小学校就学前の子どもを養育する労働者が育児に関する目的で利用できる休暇制度（いわゆる配偶者出産休暇や、子どもの行事参加のための休暇など）を設けるよう努めなければなりません。また、以下の労働者の区分に応じて、必要ないずれかの措置を講ずるよう努めなければなりません。

ア 1歳に満たない子どもを養育し、育児休業していない労働者

→ 始業時刻変更等の措置（フレックスタイム、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与）

イ 1歳から3歳に達するまでの子どもを養育する労働者

→ 育児休業に関する制度又は始業時刻変更等の措置

ウ 3歳から小学校就学前の子どもを養育する労働者

→ 育児休業に関する制度、所定労働時間の制限に関する制度、短時間勤務制度、始業時刻変更等の措置

★令和6年5月31日に公布された育児・介護休業法の改正により、令和7年4月以降（公布後1年6か月以内の政令で定める日）からは、小学校就学前の子を養育する労働者に関して次の措置を講じることが事業主の義務になります。

3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が柔軟な働き方ができるようにするため、事業主は以下のいずれかの中から2つ以上の制度を選択して利用できるようにすること。

- ・始業時刻等の変更
- ・新たな休暇の付与（10日/年）
- ・テレワーク等（10日/月）
- ・短時間勤務制度
- ・保育施設の設置運営等

労働者は、事業主が講じた措置を利用することができます。

また、事業主は、措置について、労働者に対して個別の周知と制度利用の意向確認を行うことが義務付けられます。

(8) 労働者の配置に関する配慮（育児・介護休業法第26条）

事業主は、転勤により子どもの養育を行うことが困難となる労働者がいるときは、その子どもの養育の状況に配慮しなければなりません。転勤の配慮の対象となる労働者が養育する子どもには小学生や中学生も含まれます。

(9) 再雇用特別措置（育児・介護休業法第27条）

事業主は、妊娠、出産、育児を理由として退職した労働者に対して、必要に応じて再雇用特別措置等を実施するよう努めなければなりません。再雇用特別措置は、育児等退職者であって、退職の際に再雇用希望の申し出をしていた者について、特別の配慮をする措置です。これは男性労働者についても対象になります。

Ⅲ－４ 子どもを預けて働くとき

(1) 保育所、認定こども園

保護者が就労などにより、家庭で保育できない小学校就学前の子どもに対し、保育を行う施設です。

(2) 放課後児童クラブ

保護者が就労などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後や夏休みなどに適切な遊びと生活の場を提供しています。

(3) 病児保育

保護者が就労などにより、病気や病後の子どもを家庭で保育できない場合に、保育を行っています。

(4) ファミリー・サポート・センター

子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う機関です。

（サポート例）保育所の送迎、保育所終了後の預かり、病児の預かりなど

いずれも利用に関する詳細につきましては、お住まいの市町村の保育・子育て担当課へお問い合わせください。

Ⅲ-5 出産や育児休業中における経済的負担の軽減

(1) 出産手当金

健康保険の被保険者に産前産後の休業期間中の生活費として支給されます。

支給総額＝支給開始日の属する月以前の継続した12か月間

の各月の標準報酬月額の前平均額の30分の1×2/3×支給日数

(2) 出産育児一時金

健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者が出産した場合に、子ども一人について50万円が支給される制度です。

(3) 育児休業給付

1歳未満の子を養育するために育児休業をする雇用保険被保険者の方で、育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業した時間数が80時間以上）の完全月が12月以上ある方が対象となります。

期間を定めて雇用される者は、上記に加え、子が1歳6か月までの間（保育所等における保育の実施が行われないなどにより子が1歳6か月後の期間について育児休業を取得する場合は、1歳6か月後の休業開始時において2歳までの間）に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。

育児休業は2回まで分割取得可能ですが、延長事由により取得回数に例外があります。

育児休業給付金は、休業期間中の各支給対象期間（休業開始日から1か月ごとに区切った期間）ごとに支給されます。休業を開始する時点で、休業終了後に離職することが予定されているものは対象外となります。また、就業している日数が支給単位期間ごとに10日（10日を超える場合は、就業している時間が80時間）以下であるとともに休業日が1日以上あることが必要です。

支給額＝休業開始時の賃金日額×支給日数×67%

（休業開始から6か月経過後は50%）

⑥ 支給単位期間中に事業主から賃金が支払われた場合は次のようになります。

ア 支払われた賃金が賃金月額13%（30%※）以下の場合

→ 賃金月額の67%（50%※）相当額を支給

イ 支払われた賃金が賃金月額13%（30%※）を超えて80%未満の場合

→ 賃金月額の80%相当額と事業主から支給される賃金の差額を支給

ウ 支払われた賃金が賃金月額80%以上の場合 → 支給されません

※カッコ内の割合は、休業開始から6か月経過後から適用される数字です。

子の出生後8週間の期間内に合計28日分を限度として、産後パパ育休（出生時育児休業・2回まで分割取得可）を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。

「パパ・ママ育休プラス制度」を利用して育児休業を取得する場合は、一定の要件を満たすと、子どもが1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金を受けることができます。

(4) 産前産後休業期間の社会保険料の免除

産前産後休業期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料は事業主の申出により、被保険者分及び事業主分とも徴収されません。被保険者から産前産後休業取得の申出があった場合、事業主が手続きを行います。免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として取り扱われます。

(5) 産前産後期間の国民健康保険料（税）の軽減

出産する被保険者（令和5年11月1日以降の出産が対象）の届出により、被保険者に係る産前産後期間相当分（※）の均等割保険料（税）と所得割保険料（税）が免除されます。出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。この軽減制度を利用しても、国民健康保険の給付は通常どおり受けられます。

届出の手続き等、詳しくはお住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

(※) 産前産後期間相当分

単胎妊娠の場合：出産予定月（又は出産月）の前月から4か月分

多胎妊娠の場合：出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月分

(6) 産前産後期間の国民年金保険料の免除

出産する国民年金第1号被保険者（※1）の届出により、被保険者に係る産前産後期間相当分（※2）の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。

保険料が免除された期間も保険料を納付したのものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます（将来の受給額は減りません）。

届出の手続き等、詳しくはお住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

(※1) 20歳以上60歳未満の自営業者、学生、無職の方等

(※2) 産前産後期間相当分

手続きは「ねんきんネット」から出来ます

単胎妊娠の場合：出産予定月（又は出産月）の前月から4か月分

多胎妊娠の場合：出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月分



(7) 育児休業期間中の社会保険料の免除

育児休業期間中の保険料の免除期間は、「子どもが満3歳に達するまで」となっています。育児休業又は育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を取得する被保険者が、事業主を通して事業所の所在地を管轄する年金事務所に申出をすることにより、育児休業等を開始した日の属する月から育児

休業等終了日の翌日が属する月の前月までの期間（最長で子どもが満3歳に達するまで）について、健康保険と厚生年金保険の事業主負担分及び本人負担分の保険料が免除されます。令和4年10月から、育児休業期間に、月末を含まない場合でも月内に14日以上の子育て休業等を取ったときは、その月の保険料は免除されます。この社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常どおり受けられます。また、免除された期間分も将来の年金額に反映されます。

(8) 育児をしながら勤務する方への配慮措置

3歳未満の子どもを養育するため、勤務時間の短縮などによって標準報酬月額（給与等、会社から支給される額を1か月平均した額）が低下した場合は、事業主を通して年金事務所へ申出を行えば、子どもが生まれる前の標準報酬月額のままであったとみなして、将来の年金受取額が低下しないように配慮する措置が設けられています。なお、保険料は増えません。また、この申出は2年間まで遡ることができます。

(9) 育児休業中の税金の取扱い

休業中でも、賃金の支払いがあれば、その分の所得税は納付しなければなりません。無給である場合には所得税はかかりません。なお、「育児休業給付」については非課税とされています。しかし、住民税は前年の所得について課税されますから、前年1年に所得があれば住民税は支払うことになります。ただし、一時に納税することが困難であると地方公共団体の長が認める場合は、本人の申出により、休業期間中1年以内に限って、住民税の納付が猶予される場合があります。

Ⅲ－6 不利益な取扱いの禁止

事業主は、労働者が育児休業や子どもの看護休暇、所定外労働の免除、短時間勤務、時間外労働・深夜業の制限の申出をしたこと又は取得したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることはできません。

(1) 産前産後の休業期間とその後30日間の解雇禁止（労働基準法第19条）

使用者は、産前産後による休業期間及びその後30日間は、解雇することはできません。

(2) 定年、退職及び解雇に係る性別を理由とする差別の禁止（男女雇用機会均等法第6条、9条）

事業主は、労働者の退職の勧奨、定年、解雇、労働契約の更新について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはなりません。また、就業規則、労働協約などに女性労働者が婚姻、妊娠、出産したことを退職理由とする旨を定めることも禁止されています。さらに、女性労働者の婚姻、妊娠、出産、母性健康管理措置、母性保護措置、妊娠や出産に起因する能率低下等を理由として解雇その他の不利益な取扱いをしてはいけません。

(3) 不利益な取扱いの禁止

(育児・介護休業法第10条、16条の4、16条の10、18条の2、20条の2、21条第2項、23条の2)

事業主は、労働者が育児休業や産後パパ育休、子どもの看護休暇、所定外労働の免除、短時間勤務、時間外労働の制限、深夜業の制限の申出や取得、本人又は配偶者の妊娠・出産を申出したことや産後パパ育休期間中の就業可能日等を申出・同意しなかったこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることはできません。

[不利益な取扱いの具体例]

- ・解雇すること
- ・期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと
- ・契約の更新回数の上限が明示されている場合に、その回数を引き下げること
- ・正社員を非正規社員とするような労働契約の変更を強要すること
- ・自宅待機を命ずること ・降格させること ・就業環境を害すること
- ・労働者の希望期間を超えて、その意に反して所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限又は所定労働時間の短縮措置等を適用すること
- ・休業期間を超えて働かなかったものとして賃金等の不利益な算定を行うこと
- ・昇進等の人事考課において不利益な評価を行うこと
- ・不利益な配置変更を行うこと

(4) 育児休業等の申出等を理由とするハラスメントの防止対策 (育児・介護休業法第25条)

上司や同僚からの育児休業等に関する言動により当該労働者の就業環境が害されること(嫌がらせ、ハラスメント)を防止する措置を講じることが事業主に義務づけられています。

育児・介護休業法等が改正されました

～令和7年4月1日から段階的に施行されます～

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、育児休業の取得状況の公表義務の対象となる事業主の拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化、次世代育成支援対策の推進・強化等の内容が盛り込まれています。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。>

厚生労働省 改正育児・介護休業法 検索



☆ お問合せ・申請先 ☆

- 育児・介護休業法、仕事と育児の両立制度に関すること
岡山労働局 雇用環境・均等室 086-225-2017
- 出産手当金、出産育児一時金に関すること
全国健康保険協会(協会けんぽ) 岡山支部 086-803-5780
(岡山市北区本町6-36第一セントラルビル1号館8階)
- 育児休業給付金に関すること
事業所の所在地を管轄するハローワーク (p69参照)

従業員が1,000人を超える企業は、男性の育児休業等取得状況の公表が義務化されています（令和5年4月1日施行）

育児・介護休業法では、従業員が1,000人を超える企業の事業主（※）に対し、男性労働者の育児休業等の取得状況の公表（年1回）を義務付けています。（※）令和6年5月31日に公布された育児・介護休業法の改正により、令和7年4月1日からは、従業員が300人を超える事業主に義務付けられます。

対象企業

常時雇用する労働者（※1）が1,000人を超える企業

※1 雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者

公表内容

公表前事業年度（※2）における次の①又は②のいずれかの割合

①育児休業等の取得割合	②育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数} + \text{配偶者が出産した男性労働者の数}}{\text{育児休業等をした男性労働者の数} + \text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数} + \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数の合計数}}{\text{育児休業等をした男性労働者の数} + \text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※2 公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度

公表方法

インターネットなどによる公表

公表は自社HPでも可能ですが、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」の利用を推奨しています。

現在10万社以上にご登録いただいておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

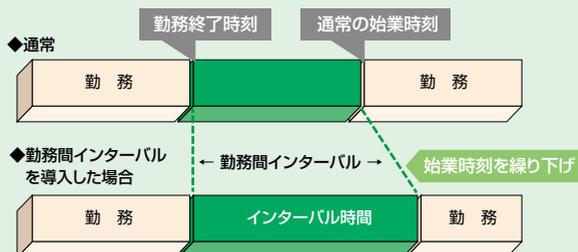
両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



「勤務間インターバル制度」とは

勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休憩時間（インターバル時間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。



※「労働時間等設定改善法」（労働時間等の改善に関する特別措置法）が改正され、平成31（2019）年4月1日から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務となりました。

〇制度導入により得られる効果

メリット1 従業員の健康の維持・向上

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2 従業員の確保・定着

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

メリット3 生産性の向上

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上にもつながります。

〇岡山県勤務間インターバル宣言について

岡山県では、勤務と勤務の間に十分な休憩時間を取ることで、健康の保持とワーク・ライフ・バランスの確保や組織の生産性向上等を図るため、令和5（2023）年3月14日に都道府県では初となる「岡山県勤務間インターバル宣言」を行いました。

岡山県勤務間インターバル宣言 －令和5（2023）年3月14日－

岡山県は、職員の11時間以上の休憩時間の確保に向け取り組むとともに、企業等においても取組が広がるよう積極的に働きかけを行い、健康と生産性向上の好循環の創出を通じた「生き活き岡山」の実現を目指します。

働き方・休み方改善ポータルサイト
「勤務間インターバル制度とは」こちら >>>

各業種の導入・運用マニュアルを
ご活用ください。



おかやま働き方改革情報サイト
こちら >>>



IV 仕事と介護の 両立支援制度



Ⅳ 仕事と介護の両立支援制度

Ⅳ-1 介護休業

(1) 介護休業とは（育児・介護休業法第2条、11条、12条）

介護休業は、常時介護が必要な状態（要介護状態）にある家族を介護するための休業です。対象となる家族は、配偶者、父母、子ども、配偶者の父母で、配偶者は事実婚の場合も含まれます。また、これらの者に準ずるものとして祖母、兄弟姉妹、孫が含まれます。パートタイマーなど短時間労働であっても、期間の定めのない労働条件の下で働いている場合は対象となります。

また期間を定めて雇用される場合でも、申請時点において、取得予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に、労働契約の期間が満了することが明らかでない労働者は介護休業をすることができます。

《要介護状態とは》

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態です。



(2) 介護休業の期間（育児・介護休業法第15条）

休業の期間は、労働者が申し出た期間で、対象家族一人について3回まで、通算93日までです。

(3) 介護休業の申出（育児・介護休業法第11条、12条）

労働者は、介護休業を開始する日等を記載した申出書を事業主に提出します。介護休業申出書には、①申出の年月日、②申出をする労働者の氏名、③対象家族の氏名及び労働者との続柄、④要介護状態である事実、⑤休業しようとする期間の初日と末日、⑥既に取得した介護休業の日数を記載します。希望どおりの日から休業するためには、介護休業を開始しようとする日の2週間前までに申し出ることが必要です。事業主は、要件を満たした労働者の介護休業の申出を拒むことはできません。申出を受けた事業主は、休業開始予定日及び終了予定日等を労働者に速やかに通知しなければなりません。介護休業の申出の対象家族についての介護休業が既に3回、93日に達している場合は申出をすることはできません。

労働者からの申出が遅れた場合、事業主は一定の期間の間で休業を開始する日を指定することができます。その場合は、原則として申出があった日の翌日から起算して3日以内に休業開始指定日を記載した書面を労働者に交付しなければなりません。なお、申出があった日と労働者が休業を開始しようとする日との間が短いことにより、上記の指定で間に合わないときは、労働者が休業しよ

うとする日までに指定しなければなりません。

(4) 介護休業の期間の変更、申出の撤回（育児・介護休業法第13条、14条）

労働者は、当初の休業終了予定日の2週間前までに申し出ることにより、1回に限り、介護休業日終了日を繰下げ変更することができます。また、休業開始前であれば、労働者は休業の申出を撤回できます。ただし、対象家族について2回連続して撤回した場合は、それ以降の申出は認められません。

(5) 介護休業期間の終了（育児・介護休業法第15条）

介護休業期間は、労働者の意思に関わらず次の場合に終了します。介護休業の開始前である場合は、申出されなかったこととみなされます。

ア 介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなった場合

イ 介護休業をしている労働者について産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業が始まった場合

IV-2 介護休暇

(1) 介護休暇とは（育児・介護休業法第16条の5）

要介護状態にある対象家族の介護や通院等の付添、介護サービスを受けるための手続きの代行等の世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度について5日（対象家族が2人以上の場合は10日）を限度として介護休暇を取得することができます（1日単位又は時間単位の取得）。介護休暇の申出は、①労働者の氏名、②対象家族の氏名及び労働者との続柄、③介護休暇を取得する年月日、④要介護状態にある事実を明らかにして口頭や書面で行います。

(2) 介護休暇の申出があった事業主の義務等（育児・介護休業法第16条の5、16条の6）

事業主は、介護休暇の申出を拒むことはできません。ただし、申出をした労働者に対して、上記の②及び④の事実を証明する書類の提出を求めることができます。

IV-3 介護のための措置

(1) 所定外労働時間の制限（育児・介護休業法第16条の9）

事業主は、要介護状態にある家族を介護する労働者が請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはいけません。制限の請求は、1回につき1か月以上1年以内の期間について、開始の日と終了の日を明らかにして1か月前までにしなければなりません。所定外労働の制限の期間は、労働者の意思にかかわらず次の場合に終了します。

ア 対象家族を介護しないこととなった場合

イ 所定外労働の制限を受けている労働者について、介護休業等が始まった場合

(2) 時間外労働の制限（育児・介護休業法第18条）

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が、その対象家族を介

護するために請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月について24時間、1年間について150時間を超える時間外労働をさせてはなりません。

パートタイマーやアルバイトの方についても、引き続き雇用された期間が1年に満たない場合などを除き、時間外労働の制限の権利が認められています。

(3) 所定労働時間の短縮措置（育児・介護休業法第23条第3項）

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、就業しながら介護を行うことを容易にする措置として、連続する3年間以上の期間における所定労働時間の短縮等の措置を講じなければなりません。この措置は2回以上の利用ができる措置（エを除く）であって、次のいずれかの方法によることとされています。

- ア 短時間勤務の制度
- イ フレックスタイムの制度
- ウ 始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤制度）
- エ 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

(4) 深夜業の制限（育児・介護休業法第20条）

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が、その対象家族を介護するため請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜に労働させてはなりません。制限の請求は、1回につき1か月以上6か月以内の期間について、開始日及び終了日を明らかにして、開始日の1か月前までに書面で行います。深夜業の制限の期間は、労働者の意思に関わらず、次の場合に終了します。

- ア 対象家族を介護しないこととなった場合
- イ 深夜業の制限を受けている労働者について、介護休業等が始まった場合

(5) 家族の介護を行う労働者の配置に関する配慮（育児・介護休業法第24条、指針第2の13）

事業主は、家族を介護する労働者について、介護休業制度や所定労働時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるように努めなければなりません。具体的には、以下の事項に留意しつつ、企業の雇用管理に伴う負担との調和を勘案して、必要な措置を講じることが望ましいとされています。

- ア 介護する家族の発症から安定期までの期間が93日を超えることがあること
- イ 既に介護休業日数が93日に達している対象家族についても、再び介護を必要とする状態となる場合があること
- ウ 対象家族以外の家族で他に近親者がいない場合等介護する必要性が高い場合があること
- エ 要介護状態にはないが、その介護のために就業が困難となる場合があること
- オ 介護の必要性の程度が変化することに対応して制度の弾力的な利用が可能

能となることが望まれる場合があること

(6) 労働者の配置に関する配慮（育児・介護休業法第26条）

事業主は、転勤により家族の介護を行うことが困難となる労働者がいるときは、その家族の介護の状況に配慮しなければなりません。

(7) 再雇用特別措置（育児・介護休業法第27条）

事業主は、介護を理由として退職した労働者に対し、必要に応じて、再雇用特別措置その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければなりません。

《制度の適用の対象とならない者》

子の看護休暇、介護休暇、所定労働時間の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置は、日雇労働者には適用されません。また、子の看護休暇、介護休暇、所定労働時間の免除、所定労働時間の短縮措置等は、勤続年数や週所定労働日数が少ないなど、一定の者を労使協定で制度の対象から外することができます。なお、時間外労働の制限、深夜業の制限は、勤続年数等が少ない一定の者には適用されません。

令和6年5月31日に公布された育児・介護休業法の改正により、
令和7年4月1日から、**介護離職防止のための個別の周知・意向確認、
雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります。**

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置（※面談・書面交付等による）
- 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する情報提供
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備（※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置）
- 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）として、テレワークを選択可能とする
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。≫

厚生労働省 改正育児・介護休業法 検索



IV-4 介護休業中における経済的負担の軽減

(1) 介護休業給付

雇用保険の被保険者の方が、要介護状態にある家族を介護するために介護休業をした場合、一定の要件を満たすと男女を問わず給付金が支給されます。支給対象者は、要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業をする一般被保険者及び高年齢被保険者であり、介護休業開始日前2年間に、賃金支払い基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業した時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上ある方です。

介護休業給付は、1回の介護休業期間（ただし、介護休業開始日から最長3か月間）について支給されます。また、支給対象となる同一の家族について93日を限度に3回までに限り対象となります。

$$\text{支給額} = \text{休業開始時の賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\%$$

支給単位期間中に、事業主から賃金が支払われた場合は、次のようになります。

- ①支払われた賃金が賃金月額13%以下の場合
→ 賃金月額の67%相当額を支給
- ②支払われた賃金が賃金月額13%を超えて80%未満の場合
→ 賃金月額の80%相当額と事業主から支給される賃金の差額を支給
- ③支払われた賃金が賃金月額80%以上の場合 → 支給されません

介護休業給付の支給を受けるためには、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」及び「介護給付支給申請書」を、その内容を確認できる添付書類とともに提出期限までにハローワークに提出する必要があります。

また、介護休業給付は非課税です。介護休業期間中の雇用保険料の負担はありません。（社会保険料は免除されません。）

IV-5 不利益な取扱いの禁止

(1) 不利益な取扱いの禁止（育児・介護休業法第16条、16条の7、16条の10、18条の2、20条の2、23条の2）

事業主は、労働者が介護休業や介護休暇、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置等、時間外労働の制限及び深夜業の制限について、その申出をしたこと又は取得したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることはできません。

(2) 介護休業等を申し出たことによるハラスメントの防止対策（育児・介護休業法第25条）

事業主は、上司や同僚からの介護休業等の制度又は措置の申出・利用に関する言動により、就業環境を害されること（ハラスメント）を防止するため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇管理上必要な措置を講じなければなりません。

☆ お問合せ・申請先 ☆

- 育児・介護休業法、仕事と介護の両立制度に関すること
岡山労働局 雇用環境・均等室 086-225-2017
- 円滑な介護休業取得や職場復帰等職場環境の整備に関すること
中小企業育児・介護休業等推進支援事業(厚生労働省委託事業)
03-5542-1740 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>
- 介護休業給付金に関すること
事業所の所在地を管轄するハローワーク (p69参照)



子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立しました

～令和6年10月1日以降順次施行されます～

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て支援特別会計の創設、子ども・子育て支援金制度の創設を予定しています。

〈働き方関係〉

1 共働き・共育での推進

- (1) 出産後休業支援給付の創設【令和7年4月1日施行】(雇用保険法等)
- (2) 育児時短就業給付の創設【令和7年4月1日施行】(雇用保険法等)
- (3) 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設

【令和8年10月1日施行】(国民年金法)

2 子ども・子育て支援金制度の創設

(子ども・子育て支援法、医療保険各法等)【令和8年4月1日施行】

医療保険者は被保険者等から医療保険料と合わせて子ども・子育て支援金を徴収し、国へ納付します。(令和8年度から段階的に導入)

詳細については、厚生労働省、こども家庭庁等のホームページに掲載される内容をご確認ください。

DV(ドメスティックバイオレンス)とは

配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力のことで、被害者には男性も女性もいます。

DVは単なる夫婦げんかや個人的な問題ではありません。DVは、相手を自分の思うようにするため、暴力という手段を使ってコントロールすることです。

DV被害は、被害者が抱え込まず声を上げることが解決への第一歩となります。悩みを一人で背負い込まず、まずは相談してみてください。

県内の相談窓口はp70をご覧ください。

【DVの種類】

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

社会的暴力

経済的暴力

子どもを巻き込んだ暴力

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。国、地方公共団体及び関係団体が連携して、女性に対する暴力の根絶に向けて広報啓発活動を行います。

治療と仕事の両立支援

(1) 治療と仕事の両立支援とは

治療と仕事の両立支援とは、病気を抱えながら働く意欲・能力のある労働者が、適切な治療を受けながら働き続けられる社会を目指す取り組みです。労働者が業務によって疾病を増悪させることなく治療と仕事の両立を図るための事業者による取組は、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、健康経営の実現、多様な人材の活用による組織や事業の活性化、組織としての社会的責任の実現、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義もあると考えられています。



(2) 治療と仕事の両立支援の流れ

- ①労働者（患者）は、業務内容などを記載した「勤務情報提供書」を作成し、医療機関に提出します。
- ②主治医は「勤務情報提供書」などを参考にして、職場での配慮事項などを記載した「意見書」を作成し、労働者（患者）に渡します。
- ③労働者（患者）は、医療機関が作成した「意見書」を企業の相談窓口などに提出します。
- ④企業は、主治医からの「意見書」をもとに産業医の意見や労働者（患者）の要望も聞きながら「両立支援プラン」を作成します。

(3) 岡山産業保健総合支援センター

産業保健総合支援センターでは、両立支援コーディネーターが事業所に訪問し、事業所内体制・規程・休暇制度等の整備支援や管理監督者・社員等を対象とした研修、両立支援に係る情報提供などを行い事業所に合った方法を一緒に考えます。また、必要に応じて医療機関等と連携し、個別の労働者（患者）に係る健康管理について、事業場と労働者（患者）の間の調整支援を行い、両立支援（職場復帰）プランの作成を助言、支援します。



☆ お問い合わせ先 ☆

岡山産業保健総合支援センター 086-212-1222
(岡山市北区下石井2-1-3岡山第一生命ビルディング12階)

岡山産業保健総合支援センター 検索

V 職場における ハラスメントの防止



V 職場におけるハラスメントの防止

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」という。）が改正され、職場におけるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）について、事業主に防止措置を講じることが義務付けられました。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることがすでに義務付けられており、今回の法改正により、防止対策が強化されました。

V-1 職場におけるパワーハラスメント

(1) 職場におけるパワーハラスメントとは（労働施策総合推進法第30条の2）

職場におけるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）とは、職場において行われる

- ア 優越的な関係を背景とした言動であって、
- イ 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ウ 労働者の就業環境が害されるもの

の3つの要素を全て満たすものをいいます。事業主は、労働者からの相談に応じ、必要な措置を講じなければならず、相談したこと等を理由として解雇等不利益な取扱いを行うことも禁止されています。

(2) パワハラの種類と具体例

代表的な言動の種類／該当すると考えられる例

①身体的な攻撃（暴行・障害）

- ・殴打、足蹴りを行う
- ・ものを投げつける

②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

- ・人格を否定するような言動を行う（相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む）
- ・業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う
- ・他者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行う
- ・相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を複数（当事者含む）に送信する

③人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

- ・自身の意に沿わない者に対して、仕事を外し、長期間の別室への隔離や自宅研修をさせる
- ・一人の労働者に対して、同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる

④**過大な要求**（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）

- ・長期間、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係のない作業を命ずる
- ・新卒採用者に必要な教育を行わないまま、到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する
- ・労働者の業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる

⑤**過小な要求**（能力・経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、仕事を与えない）

- ・管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる
- ・気に入らない労働者に対して、嫌がらせのために仕事を与えない

⑥**個の侵害**（私的なことに過度に立ち入ること）

- ・職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする
- ・性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、本人の了解を得ずに他の労働者に暴露する

(3) パワハラを防止するために事業主が講ずべき措置

事業主は、職場におけるパワハラを防止するため、雇用管理上次の措置を必ず講じなければなりません。

ア 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①パワハラの内容及びパワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ②パワハラを行った者に厳正に対処する方針を定め、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

イ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ①相談窓口を予め定め、労働者に周知すること。
- ②相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにすること。

ウ 事後の迅速かつ適切な対応

- ①事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ②パワハラが確認できた場合は、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- ③パワハラが確認できた場合は、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ④再発防止に向けた措置を講ずること。

エ 併せて講ずべき措置

ア～ウの措置を講ずる際には、併せて次の措置を講じなければなりません。

- ①相談対応、パワハラの後対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシー保護に必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に周知すること。
- ②事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

V-2 職場におけるセクシュアルハラスメント

(1) 職場におけるセクシュアルハラスメントとは（男女雇用機会均等法第11条第1項、2項）

職場におけるセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）とは、職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けること、或いは性的な言動により就業環境が害されることをいいます。事業主は、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置を講じなければならない、相談を行ったことなどを理由として、当該労働者に対して解雇等不利益な取扱いをしてはなりません。性的な言動とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指します。

性的な言動の例
<ul style="list-style-type: none">・ 性的な内容の発言 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報や噂を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど・ 性的な行動 性的な関係を強要すること、必要なく身体へ接触すること、わいせつ図画を配布・掲示すること、強制わいせつ行為など
性的な言動を行う者
<ul style="list-style-type: none">・ 性的な言動を行う者は、事業主、上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等もなり得ます。男女とも行為者にも被害者にもなり得ますし、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当します。また、被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシュアルハラスメントに該当します。

(2) セクハラ判断基準

セクハラは状況が多様であり、判断に当たり個別の状況を斟酌する必要があります。また、「労働者の意に反する性的な言動」及び「就業環境を害される」の判断に当たっては、労働者の主観を重視しつつも、事業主の防止のための措置義務の対象となることを考えると一定の客観性が必要です。

一般的には、意に反する身体的接触によって強い精神的苦痛を被る場合には、1回でも就業環境を害することとなり得ます。継続性又は繰り返しが要件となるものであっても、「明確に抗議しているにもかかわらず放置された状態」又は「心身に重大な影響を受けていることが明らかな場合」には、就業環境が害されていると判断し得るものです。また、男女の認識の違いにより生じている面があることを考慮すると、被害を受けた労働者が女性である場合には、「平均

的な女性労働者の感じ方」を基準とし、被害を受けた労働者が男性である場合には「平均的な男性労働者の感じ方」を基準とすることが適当です。

(3) セクハラを防止するために事業主が講ずべき措置

事業主は、職場におけるセクハラを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければなりません。

ア 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①セクハラの内容及びセクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ②セクハラを行った者に厳正に対処する方針を定め、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

イ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ①相談窓口を予め定め、労働者に周知すること。
- ②相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにすること。

ウ 事後の迅速かつ適切な対応

- ①事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ②セクハラが確認できた場合は、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- ③セクハラが確認できた場合は、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ④再発防止に向けた措置を講ずること。

エ 併せて講ずべき措置

ア～ウの措置を講ずる際には、併せて次の措置を講じなければなりません。

- ①相談対応、セクハラの後対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシー保護に必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に周知すること。
- ②事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

(4) 自社の労働者等が他社の労働者にセクハラを行った場合の協力対応

(男女雇用機会均等法第11条第3項)

セクハラの行為者となるのは、被害者と同じ事業所に勤めている人とは限りません。他社の労働者から自社の労働者がセクハラを受けた場合にも、事業主は雇用管理上の措置として、適切に相談に対応する必要があります。また、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行う場合もあり得ます。

このため、他社から、自社の労働者の他社の労働者に対するセクハラの実事確認や再発防止といった他社の雇用管理上の措置の実施に関して必要な協力を求められた場合に、事業主はこれに応じるよう努めることとされました。

さらに、この規定の趣旨を鑑みれば、事業主が他の事業主から雇用管理上の措置への協力を求められたことを理由として、当該事業主に対し、当該事業主との契約を解除する等の不利益な取扱いを行うことは望ましくないということは当然です。

V-3 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

(1) 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは

(男女雇用機会均等法第11条の3、育児・介護休業法第25条)

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、「職場」において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」の就業環境が害されることです。

事業主には、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、防止措置を講じることが義務付けられ、相談したこと等を理由とする不利益扱いが禁止されています。

(2) 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには、「制度等の利用への嫌がらせ型」と「状態への嫌がらせ型」があります。

ア 「制度等の利用への嫌がらせ型」

次に掲げる制度又は措置の利用に関する言動により就業環境が害されるものをいいます。防止措置が必要となるハラスメントは、i) 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの、ii) 制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害するもの、iii) 制度等を利用したことにより嫌がらせ等をするものがあります。

対象となる制度又は措置

【男女雇用機会均等法が対象とする制度又は措置】

- ①産前休業（均等則第2条の3第5号関係）
- ②妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（母性健康管理措置）（均等則第2条の3第3号関係）
- ③軽易な業務への転換（均等則第2条の3第6号関係）
- ④変形労働時間制がとられる場合における法定労働時間を超える労働時間の制限、時間外労働及び休日労働の制限並びに深夜業の制限
- ⑤育児時間（均等則第2条の3第8号関係）
- ⑥坑内業務の就業制限及び危険有害業務の就業制限（均等則第2条の3第4号関係）

【育児・介護休業法が対象とする制度又は措置】

- ①育児休業（則第76条第1号関係）
 - ②介護休業（則第76条第2号関係）
 - ③子の看護休暇（則第76条第3号関係）
 - ④介護休暇（則第76条第4号関係）
 - ⑤所定外労働の制限（則第76条第5号関係）
 - ⑥時間外労働の制限（則第76条第6号関係）
 - ⑦深夜業の制限（則第76条第7号関係）
 - ⑧育児のための所定労働時間の短縮措置（則第76条第8号関係）
 - ⑨始業時刻変更等の措置（則第76条第9号関係）
 - ⑩介護のための所定労働時間の短縮措置（則第76条第10号関係）
- ※⑧～⑩は就業規則にて措置が講じられていることが必要です。

〈典型的な例〉

i) 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

- ・制度等の利用の申出等をした旨を上司に相談したこと、制度等の利用の申出等をしたこと又は制度等の利用をしたことにより、上司が労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いを示唆する。

ii) 制度等の利用の申出等又は制度等の利用を阻害するもの

- ・制度等の利用の申出等をした旨を上司に相談したところ、上司が労働者に対して、申出等をしないように言うこと。
- ・制度等の利用の申出等をしたところ、上司が労働者に対して、申出等を取り下げよう言うこと。
- ・制度等の利用の申出等をした旨を同僚に伝えたところ、同僚が労働者に対して、繰り返し又は継続的に申出等をしないようにいうこと。
- ・制度等の利用の申出等をしたところ、同僚が労働者に対して、繰り返し又は継続的に申出等を撤回又は取下げをするように言うこと。

iii) 制度等を利用したことにより嫌がらせ等をするもの

- ・労働者が制度等の利用をしたことにより、上司又は同僚が労働者に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等（嫌がらせ的な言動、業務に従事させないこと又は専ら雑務に従事させることをいう。）をすること。

イ「状態への嫌がらせ型」

女性労働者が妊娠、出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるものをいいます。防止措置が必要となるハラスメントは、i) 解雇等不利益な取扱いを示唆するもの、ii) 妊娠等したことにより嫌がらせ等をするものがあります。

対象となる事由

- ①妊娠したこと（均等則第2条の3第1号関係）
- ②出産したこと（均等則第2条の3第2号関係）
- ③坑内業務の就業制限及び危険有害業務の就業制限の規定により業務に就くことができないこと又はこれらの業務に従事しなかったこと（均等則第2条の3第4号関係）
- ④産後の就業制限の規定により就業できず、又は産後休業をしたこと（均等則第2条の3第5号関係）
- ⑤妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと又は労働能率が低下したこと（均等則第2条の3第9号関係）

※「妊娠又は出産に起因する症状」とは、つわり、妊娠悪阻（にんしんおそ）、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいいます。

〈典型的な例〉

i) 解雇等不利益な取扱いを示唆するもの

- ・上司に妊娠を報告したところ「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。

ii) 妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの

- ・上司・同僚が「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない」と繰り返し又は継続的に言い、仕事をさせない状況となっており、就業をする上で看過できない程度の支障が生じている（意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む）。
- ・上司・同僚が「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」と繰り返し又は継続的に言い、就業をする上で看過できない程度の支障が生じている（意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む）。

(3) 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するために事業主が講ずべき措置

男女雇用機会均等法第9条第3項では、女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等を理由とする解雇その他不利益な取扱いが禁止されています。また、育児・介護休業法では、育児休業等の申出、育児休業等をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いが禁止されています。また事業主は、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければなりません。

ア 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容、妊娠・出産、育児休業等に関する否定的な言動がハラスメントの発生原因や背景となり得る

こと、ハラスメントを行ってはならない旨の方針、制度等の利用ができる旨を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

- ②ハラスメントを行った者に厳正に対処する方針を定め、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

イ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ①相談窓口を予め定め、労働者に周知すること。
- ②相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにすること。

ウ 事後の迅速かつ適切な対応

- ①事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ②ハラスメントが確認できた場合は、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- ③ハラスメントが確認できた場合は、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ④再発防止に向けた措置を講ずること。

エ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント原因や背景となる要因を解消するための措置

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの要因の一つには、妊娠した労働者が体調不良のため労務の提供ができないことや労働能率が低下すること等により、周囲の労働者の業務負担が増大することがあります。例えば、育児休業取得者の業務について、業務量を調整することなく、特定の労働者にそのまま負わせることは、育児休業取得者への不満につながり、休業後の円滑な職場復帰に影響を与えハラスメントが発生する可能性があります。

また、妊娠等した労働者側においても制度等の利用ができるという知識を持つことや、周囲との円滑なコミュニケーションを図りながら自身の体調等に応じて適正に業務を遂行していくという意識を持つことなどが重要であることに留意しながら、事業主は、ハラスメントの要因を解消するため、業務体制の整備など必要な措置を講じなければなりません。

オ 併せて講ずべき措置

ア～エの措置を講ずる際には、併せて次の措置を講じなければなりません。

- ①相談対応、ハラスメントの事後対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシー保護に必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に周知すること。
- ②事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

V-4 顧客等からの著しい迷惑行為

(いわゆるカスタマーハラスメント) について

近年、労働者に対する悪質なクレームなど顧客等からの著しい迷惑行為が問題化しています。このような迷惑行為は、カスタマーハラスメント（以下「カスタハラ」という。）とされています。職場におけるパワーハラスメント対策

について定めた「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」においては、顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、ひどい暴言、著しく不当な要求等）に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮等の取組を行うことが望ましく、また、被害を防止するための取組を行うことが有効であるとされました。

令和4年2月に、厚生労働省を事務局とする関係省庁連絡会議により、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が作成されました。

(1) カスハラとは

企業や業界により、顧客等への対応方法・基準が異なることが想定されるため、カスハラを明確に定義することはできませんが、企業の現場においては以下のようなものがカスハラであると考えられています。（本来、顧客等からのクレーム・苦情は、商品・サービスや接客態度・システム等に対して不平・不満を訴えるもので、それ自体が問題とはいえず、業務改善や新たな商品・サービス開発に繋がるものである点には留意が必要です。）



顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。

「顧客等の要求内容が妥当性を欠く場合」や、「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの」の例としては、以下のようなものが想定されます。

「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合 ・ 要求の内容が、企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合
「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動」の例
<p>(要求の内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高いもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的な攻撃（暴行、傷害） ・ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言） ・ 上下座の要求 ・ 継続的（繰り返し）、執拗（しつこい）な言動 ・ 拘束的（不退去、居座り、監禁）な行動 ・ 性的な言動 等 <p>(要求の内容の妥当性に照らして不相当とされる場合があるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品交換の要求 ・ 金銭補償の要求 等

(2) カスハラ判断基準

業種や業態、企業文化などの違いから、カスハラ判断基準は企業ごとに違いが出る可能性があることから、各社であらかじめカスハラ判断基準を明確にした上で、企業内の考え方、対応方針を統一して現場と共有しておくことが重要です。

企業、業界において様々な判断基準がありますが、一つの尺度として、次の観点で判断することが考えられます。

ア 顧客等の要求内容に妥当性はあるか

顧客等の主張について、まずは事実関係、因果関係を確認し、自社に過失がないか、根拠ある要求がなされているかを確認し、顧客等の主張が妥当かどうか判断します。

イ 要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当か

顧客等の要求内容に妥当性の確認と併せて、その要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当な範囲であるか確認します。

(3) カスハラ対策の基本的な枠組み

企業がカスハラ対策の基本的な枠組みを構築するため、カスハラを想定した事前準備、実際に起こった際の対応として、以下の取組を実施するとよいでしょう。

ア カスハラを想定した事前の準備

- ①事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
 - ・組織のトップが、カスハラ対策への取組の基本方針・基本姿勢を明確に示す。
 - ・カスハラから、組織として従業員を守るという基本方針・基本姿勢、従業員の対応の在り方を従業員に周知・啓発し、教育する。
- ②従業員（被害者）のための相談対応体制の整備
 - ・カスハラを受けた従業員が相談できるよう相談対応者を決めておく、又は相談窓口を設置し、従業員に広く周知する。
 - ・相談対応者が相談の内容や状況に応じて適切に対応できるようにする。
- ③対応方法、手順の策定
 - ・カスハラ行為への対応体制、方法等をあらかじめ決めておく。
- ④社内対応ルールの従業員等への教育・研修
 - ・顧客等からの迷惑行為、悪質なクレームへの社内における具体的な対応について、従業員を教育する。

イ カスハラが実際に起こった際の対応

- ⑤事実関係の正確な確認と事案への対応
 - ・カスハラに該当するか否かを判断するため、顧客、従業員等からの情報を基に、その行為が事実であるかを確かな証拠・証言に基づいて確認する。
 - ・確認した事実に基づき、商品に瑕疵や過失がない場合は要求等に応じない。

⑥従業員等への配慮の措置

- ・被害を受けた従業員に対する配慮の措置を適正に行う（繰り返される不相当な行為には一人に対応させず、複数名で、あるいは組織的に対応する。メンタルヘルス不調への対応等）。

⑦再発防止のための取組

- ・同様の問題が発生することを防ぐ（再発防止の措置）のため、定期的な取組の見直しや改善を行い、継続的に取組を行う。

⑧①～⑦までの措置と併せて講ずべき措置

- ・相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、従業員に周知する。
- ・相談したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、従業員に周知する。

厚生労働省のホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に活用ください。

職場におけるハラスメント防止のために [検索](#)

多様な人材が活躍できる職場環境に向けて

誰もが働きやすい職場環境整備について、企業の関心が高まりつつある一方、性的マイノリティを含む当事者が直面する困難は周囲には見えにくく、職場環境に対するニーズも多様で、抱えうる困難や望む対応も一様ではないと考えられます。働く人一人ひとりが、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）について理解を深め、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることが必要です。

参考：「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集

～性的マイノリティに関する取組事例～」(厚生労働省作成)



「LGBTQ」とは

L レズビアン：女性を好きになる女性

G ゲイ：男性を好きになる男性

B バイセクシュアル：好きになる相手が女性の場合も男性の場合もある人

T トランスジェンダー：からだの性とジェンダーアイデンティティが一致せず、性別に違和感を持つ人

Q ケーストヨニング：自分の性的指向、ジェンダーアイデンティティ、表現する性（クィア*）について、定まってない、明確にできない、したくない人

*クィア：元々は「奇妙な、独特の、風変わりな」という意味の言葉ですが、近年では肯定的に性的マイノリティを示す総称として用いられています。

※「LGBTQ」という言葉は上記に限らない性的マイノリティの総称として用いるのが一般的です。

「SOGI」とは

Sexual Orientation（セクシュアルオリエンテーション（性的指向））とGender Identity（ジェンダーアイデンティティ（性自認））の頭文字をとった略称です。

SOGIは、特定の性的指向やジェンダーアイデンティティの人のみが持つものではなく、すべての人が持つものです。

VI 事業主が取り組む 仕事と家庭の両立支援策



VI 事業主が取り組む仕事と家庭の両立支援策

VI-1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

(1) 次世代育成支援対策推進法とは

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のための国及び地方公共団体の施策、事業主が行う雇用環境の整備などの責務等を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的としています。（令和6年5月31日に公布された次世代法の改正により、令和7年3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和17年3月31日までに延長されました。）

(2) 一般事業主行動計画の策定等（次世代法第12条、12条の2）

国及び地方公共団体以外の事業主（一般事業主）で常時雇用する労働者が100人を超える事業主は、次世代育成支援対策に関する計画「一般事業主行動計画」を策定し、国に届け出るとともに公表し、労働者に周知しなければなりません。常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主については、届出、公表、周知は努力義務とされています。

行動計画には、①計画期間、②支援対策により達成しようとする目標、③目標を達成するための対策の内容と実施時期を定めることとされています。

令和6年5月31日に公布された次世代法の改正により、令和7年4月1日からは、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。

- 計画策定時の育児休業取得状況（※1）や労働時間の状況（※2）把握等（PDCAサイクルの実施）
- 育児休業取得状況（※1）や労働時間の状況（※2）に関する数値目標の設定
 - （※1）男性の育児休業等取得率
 - （※2）フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数等

岡山県内企業の行動計画策定状況（令和6年3月末現在）

企業規模	届出数	届出割合
301人以上の企業	233社	99.6%
101人以上300人以下の企業	519社	100.0%
100人以下の企業	1,210社	—

(3) くるみん認定（次世代法第13条、14条）

企業の自発的な次世代育成支援に関する取組を促すため、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請により国の認定（くるみん認定）を受けることができます。認定を受けた一般事業主（認定一般事業主）は、商品や広告に認定を受けたことを表示することができます。認定を受けるには、認定基準10項目全てを満たす必要があります。

令和4年度から認定基準が変更となり、従来の基準を満たした場合は「トライくるみん」認定となります。ただし経過措置として、令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の認定基準5でも満たしますが、「両立支援のひろば」への公表は必要であり、その場合の付与されるマークは旧マークとなります。



また、不妊治療と仕事との両立に関する認定基準を満たした場合は、新たに「プラス」認定を受けることができます。

〔認定基準〕

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること
3. 策定した行動計画を実施し、目標を達成したこと
4. 策定した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること
5. 計画期間において、次のいずれかを満たすこと ①男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上あり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること ②男性労働者のうち育児休業等を取得した者及び企業独自の育児休暇制度を利用した割合が、合わせて20%以上あり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表しており、かつ、育児休業等をしたものが1人以上いること
6. 計画期間において、女性労働者の育児休業取得率が75%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること
7. 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること
8. 計画期間の終了日の属する事業年度において、次のいずれも満たすこと ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
9. 次のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること ①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと



(4) プラチナくるみん認定 (次世代法第15条の2)

くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、申請することにより、優良な「子育てサポート」企業として国の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

またくるみん認定と同様に、令和4年度から認定基準が変更となりました。ただし経過措置が設けられていますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

また、不妊治療と仕事との両立に関する特例認定基準を満たした場合は、新たに「プラス」認定を受けることができます。

[特例認定基準]

特例認定基準1～4.	くるみん認定基準の1～4に同じ
特例認定基準5.	次のいずれかを満たしていること ①計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した割合が30%以上であること ②計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者及び企業独自の育児休暇制度を利用した者の割合が合わせて50%以上であり、かつ、育児休業等を取得したものが1人以上いること
特例認定基準6～8.	くるみん認定基準の6～8に同じ
特例認定基準9.	次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと ①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置
特例認定基準10.	次のいずれかを満たしていること ①子を出産した女性労働者のうち子の1歳誕生日まで継続して在職（育児休業を利用している者を含む）している者の割合が90%以上であること ②子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であった退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者（子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む）の割合が70%以上であること
特例認定基準11.	育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施し

ていること

特例認定基準12. くるみん認定10に同じ

(5) 行動計画策定からプラチナくるみん認定までの流れ

① 自社の現状や労働者のニーズを把握する
② 把握したニーズを踏まえて行動計画を策定する
③ 行動計画を公表し、労働者に周知する（②から概ね3か月以内）
④ 行動計画を策定した旨を岡山労働局に届け出る（②から概ね3か月以内）
⑤ 行動計画を実施する
⑥ 行動計画期間の終了後、岡山労働局へくるみん認定を申請する
⑦ 「子育てサポート企業」として認定され、くるみんマークが付与される
⑧ くるみん認定後の行動計画の期間終了後、岡山労働局へプラチナくるみん認定を申請する
⑨ 優良な「子育てサポート企業」として認定され、プラチナくるみんマークが付与される
⑩ プラチナくるみん認定企業は、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施状況を公表する

※次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定、くるみん認定の詳細については岡山労働局雇用環境・均等室にお尋ねください。

岡山労働局ホームページに「くるみん」認定企業的主要な取組が紹介されています。

岡山労働局

VI-2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画と情報公開

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律とは

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）は、女性の個性と能力が十分発揮できる社会を実現するための、国及び地方公共団体の施策、事業主が行う女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供や雇用環境の整備などの責務等を定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。（平成28年全面施行、令和7年度末までの時限立法。令和元年改正、令和2年4月から順次施行。）

(2) 一般事業主行動計画の策定等（女性活躍推進法第8条）

国及び地方公共団体以外の事業主（一般事業主）で、常時雇用する労働者が100人を超える事業主は、女性の職業生活における活躍推進に関する計画「一般事業主行動計画」を策定し、国に届け出るとともに公表し、労働者に周知しなければなりません。行動計画には、①計画期間、②取組の実施により達成しようとする目標、③目標を達成するための対策の内容と実施時期を定めることとされています。

岡山県内企業の行動計画策定状況（令和6年3月末現在）

企業規模	届出数	届出割合
301人以上の企業	234社	100.0%
101人以上300人以下の企業	517社	100.0%
100人以下の企業	84社	—

女性の活躍に関する情報公表

労働者が301人以上の一般事業主

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

○女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

A：以下の8項目から1項目選択+B：⑨男女の賃金の差異

○職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

C：以下の7項目から1項目選択

労働者が101人以上300人以下の事業主

以下の16項目から任意の1項目以上の情報を公開する必要があります。

労働者が100人以下の事業主

以下の16項目から任意の1項目以上の公表が努力義務

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	職業生活と家庭生活の両立
①採用した労働者に占める女性労働者の割合 ②男女別の採用における競争倍率 ③労働者に占める女性労働者の割合 ④係長級にある者に占める女性労働者の割合 ⑤管理職に占める女性労働者の割合 ⑥役員に占める女性労働者の割合 ⑦男女別の採用における競争倍率 ⑧男女別の再雇用又は中途採用の実績 ⑨男女の賃金の差異	①男女の平均継続勤務年数の差異 ②10事業年度及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ③男女別の育児休業取得率 ④労働者の1月当たりの平均残業時間数 ⑤雇用管理区分ごとの労働者の1月当たりの平均残業時間 ⑥有給休暇取得率 ⑦雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

(3) えるぼし認定（女性活躍推進法第9条、10条）

行動計画の策定・届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした企業は、申請することにより、国の認定（えるぼし認定）を受けることができます。認定を受けた一般事業主（認定一般事業主）は、商品や広告に認定を受けたことの表示をすることができます。えるぼし認定を受けるには、5つの評価項目のうちの幾つかを満たす必要があります。



女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準（えるぼし認定）

1. 採用 次の①と②のいずれかに該当すること ①男女別の採用における競争倍率が同程度であること ②女性労働者の割合が産業毎の平均値以上であること
2. 継続就業 直近の事業年度において次の①と②のいずれかに該当すること ①女性労働者平均継続勤続年数が男性労働者の7割以上であること ②女性労働者継続雇用割合が男性労働者の8割以上であること
3. 労働時間等の働き方 法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が45時間未満であること（直近の事業年度の各月ごとに全て）
4. 管理職比率 次の①と②のいずれかに該当すること ①管理職に占める女性労働者の割合が産業毎の平均値以上であること（直近事業年度） ②1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合が男性の8割以上であること（直近3事業年度平均）
5. 多彩なキャリアコース 直近3事業年度のうち、以下の①～④について実績を有すること（常時雇用301人以上の事業主は2項目以上、300人以下は1項目以上） ①女性の非正規社員から正社員への転換 ②女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 ③過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 ④概ね30歳以上の女性の正社員としての採用

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準以外の基準

1. 事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画を定めたこと
2. 策定した一般事業主行動計画について、適切に労働者への周知及び外部公表をしたこと

3. 次のいずれにも該当しないこと

- ・ 認定取消又は辞退の日から3年を経過していないこと
- ・ 公共職業安定所等が求人申し込みを受理しないことができる場合に該当すること
- ・ 女性活躍推進法及び同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実があること



プラチナ「えるぼし」
認定マーク

(4) プラチナえるぼし認定（女性活躍推進法第12条、13条）

えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優秀である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

プラチナえるぼし認定の主な基準

1. 事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画を策定し、策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと
2. 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し、その選任状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること
3. 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること
4. 女性の活躍推進法に基づく情報公表項目のうち、8項目以上を毎年「女性の活躍推進企業データベース」に公表していること

(5) えるぼし認定、プラチナえるぼし認定までの流れ

① 一般事業主行動計画の策定・届出

- i 自社の女性活躍に関する状況の把握、課題分析
- ii 一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表
- iii 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

② 女性の活躍に関する情報公開

自社の女性活躍に関する情報について「女性の活躍推進企業データベース」や自社ホームページ等に公表します。常時雇用従業員数301人以上の事業主は2項目以上が義務、300人以下の事業主は1項目以上が努力義務です。

③ えるぼし認定申請

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が

優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

i 1段階目 (1つ星)

- ・「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち1つ又は2つの項目を満たし、「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- ・満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該項目に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

ii 2段階目 (2つ星)

- ・「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち3つ又は4つの項目を満たし、「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- ・満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該項目に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

iii 3段階目 (3つ星)

- ・「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。

④ プラチナえるぼし認定申請

えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、えるぼし認定の詳細については、岡山労働局雇用環境・均等室にお尋ねください。

岡山労働局 えるぼし 検索



「トモニン」を活用して、仕事と介護の両立支援の取組をアピールしましょう！

親や家族の介護のために、やむを得ず仕事を辞める「介護離職」が増加しています。介護に直面する労働者は、企業において中核的な人材として活躍している場合も多く、こうした人材の離職を防止することは、企業の持続的な発展にとって重要です。



仕事と介護の両立支援

- トモニンとは、「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークの“愛称”です。
- 厚生労働省では、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組への関心と認知度を高め、介護離職を防止するための取組に向けた社会的気運を高めるため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できるシンボルマーク「トモニン」を作成しました。

仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業は、トモニンを活用して、企業の取組をアピールすることができます！

<労働者の募集・採用時に>

募集要項、会社ホームページなどにトモニンを掲載し、企業の取組をアピール

<顧客、消費者、取引先に>

商品、名刺などにトモニンを掲載し、企業のイメージアップを図る

<自社の労働者の意識啓発に>

広報誌、ホームページ、社内報などにマークを掲載し、取組を紹介

ロゴマークの使用方法については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

Ⅶ 事業主のための 支援制度



Ⅶ 事業主のための支援制度

Ⅶ－１ 両立支援等助成金（雇用関係助成金）

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や取組を行う事業主に対して助成するものであり、仕事と家庭の両立支援のための事業主の取組の推進を目的としています。

本助成金は次の6つのコースに分けられます。

- (1) 男性の育児休業取得を促進 → 「出生時両立支援コース」
- (2) 仕事と介護の両立支援 → 「介護離職防止支援コース」
- (3) 円滑な育児休業取得支援 → 「育児休業等支援コース」
- (4) 育児中の業務体制整備支援 → 「育休中等業務代替支援コース」
- (5) 仕事と育児の両立支援 → 「柔軟な働き方選択制度等支援コース」
- (6) 仕事と不妊治療の両立支援 → 「不妊治療両立支援コース」

《中小企業事業主》

中小企業の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	又は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他業種	3億円以下		300人以下

《生産性要件の廃止について》

生産性要件（労働生産性を向上させた事業主に対する助成金の割増）については、令和4年度限りで廃止されました。

なお、各コースに設定されている経過措置により令和4年度以前の制度内容が適用される申請については、引き続き生産性要件の適用対象となるほか、変更前の支給額が適用されます。

他にも要件がありますので、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

(1) 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

①第1種

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務の見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の子育て休業を取得させた中小企業事業主に支給します。

育児休業等に関する情報公表加算

第1種申請前の直近年度に係る以下a～cの情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合

- a.男性の育児休業等取得率 b.女性の育児休業取得率
c.男女別の平均育児休業取得日数

②第2種

第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3事業年度以内に30%以上上昇させた場合、又は、第1種受給年度に育児休業対象の男性が5人未満かつ取得率70%以上の事業主は、その後3事業年度以内に2年連続70%以上となった場合に支給します。

		支給額		
①	第1種	1人目	20万円	
			雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合	30万円
	2人目 3人目	10万円		
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円 ※1～3人目のいずれか1回限り		
②	第2種	1事業年度以内に30%以上上昇した場合		60万円
		2事業年度以内に30%以上上昇した(又は連続70%以上)場合		40万円
		3事業年度以内に30%以上上昇した(又は連続70%以上)場合		20万円

(2) 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、又は介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

①介護休業取得時

介護支援プランを作成し、プランに基づき介護休業を取得した場合

②職場復帰時

休業取得時の対象労働者の同一の介護休業について職場復帰させた場合

業務代替支援加算：介護休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣を含む)又は代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合(②への加算)

③介護両立支援制度

介護プランを作成しプランに基づき介護のための柔軟な就労形態の制度(*)を導入し、利用した場合

(*)介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制度、介護サービス費用補助等

個別周知・環境整備加算：介護を申し出た労働者に対する個別周知及び仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合(①又は③への加算)

		支給額	
介護休業	①休業取得時	30万円	
	②職場復帰時	30万円	
	業務代替支援加算 (②職場復帰時への加算)	新規雇用	20万円
		手当支給等	5万円
③介護両立支援制度		30万円	
個別周知・環境整備加算 (①又は③への加算)		15万円	

※①～③いずれも1事業主1年度5人まで支給。

(3) 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った中小企業事業主に支給します。

①育休取得時

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業(3か月以上)の取得・復帰に取り組んだ場合

②職場復帰時

「①育休取得時」対象労働者について、育休終了後に復帰させた場合
育児休業等に関する情報公表加算

申請前の直近年度に係る以下a～cの情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合

a.男性の育児休業等取得率

b.女性の育児休業取得率

c.男女別の平均育児休業取得日数

		支給額	
①育休取得時	30万円	※①②各2回まで (無期雇用者・有期雇用者各1回)	
②職場復帰時	30万円		
育児休業等に関する情報公表加算 (①～②のいずれかへの加算)	2万円	1回限り	

(4) 育休中等業務代替支援コース

育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った場合に助成するものです。

①手当支給等（育児休業）

育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等の取組を行った場合

②手当支給等（短時間勤務）

育児のための短時間勤務制度を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等の取組を行った場合

③新規雇用（育児休業）

育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用（派遣受け入れ含む）により確保した場合

		支給額	
代替支援	①手当支給等 (育児休業)	業務代替整備経費	5万円
		業務代替手当	業務代替者に支給した 手当の総額の3/4
	②手当支給等 (短時間勤務)	業務代替整備経費	2万円
		業務代替手当	業務代替者に支給した 手当の総額の3/4
	③新規雇用 (育児休業)	「育児休業期間中に業務代替した期間」に 応じて支給	
		7日以上14日未満	9万円
		14日以上1か月未満	13.5万円
1か月以上3か月未満		27万円	
3か月以上6か月未満		45万円	
6か月以上	67.5万円		
有期雇用労働者加算（①～③への加算）		10万円	
個別周知・環境整備加算（①～③への加算）		2万円	

※令和5年12月31日までに対象労働者の育児休業（産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は産後休業）が開始している場合は、出生時両立支援コース（第1種の代替要員加算）又は育児休業等支援コース（業務代替支援）の制度が適用されます。

(5) 柔軟な働き方選択制度等支援コース

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度（柔軟な働き方選択制度等）について、2つ以上の制度を導入し、制度利用者支援の取組を行った上で、

労働者がそのうち1つ制度を利用した場合に助成金を支給します。

	支給額
制度を2つ導入	20万円
制度を3つ以上導入	25万円
育児休業等に関する情報公表加算（上記に加算）	2万円

<柔軟な働き方選択制度>

- ・フレックスタイム制度
- ・短時間勤務制度
- ・時差出勤制度
- ・保育サービスの手配及び費用補助
- ・育児のためのテレワーク等
- ・子の養育を容易にするための休暇制度
- ・法を上回る子の看護休暇制度

(6) 不妊治療両立支援コース

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に支給します。

①環境整備・休暇の取得等

企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知し、不妊治療と仕事の両立支援のための社内ニーズの調査を行い、不妊治療休暇・両立支援制度を就業規則等に規定するとともに、不妊治療と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任し、両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者と面談して策定した「不妊治療両立支援プラン」に基づき、休暇制度・両立支援制度（*）を合計5日（回）以上労働者に取得又は利用させた場合

(*）不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

②長期休暇の加算

①を受給し、労働者に休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

	支給額
①環境整備、休暇の取得等	30万円
②長期休暇の加算	30万円

※①②1事業主あたり1回限り

支給申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です。

☆お問合せ先☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL(086)224-7639

VII-2 人材確保等支援助成金（テレワークコース）〔雇用関係助成金〕

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を支援する制度となります。

助成	支給額
機器等導入助成	1企業あたり、支給対象となる経費の50% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円
目標達成助成	1企業あたり、支給対象となる経費の15%（賃金要件を満たす場合25%） ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円

☆お問合せ先☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL(086)224-7639

人材確保等支援助成金 テレワークコース

VII-3 労働条件等関係助成金等

(1) 業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者が事業場内の最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性の向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ



設備投資等
機械設備導入、
コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。



コース区分	引上率	引き上げる労働者数	助成上限額		助成対象事業場	助成率
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者		
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	○以下の要件を満たす事業場 ・中小企業・小規模事業者 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がない	【事業場内最低賃金900円未満】 9/10 【事業場内最低賃金900円以上950円未満】 4/5(9/10)* 【事業場内最低賃金950円以上】 3/4(4/5)* (*)内は生産性要件を満たした事業場の場合(※2)
		2～3人	50万円	90万円		
		4～6人	70万円	100万円		
		7人以上	100万円	120万円		
		10人以上(※1)	120万円	130万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円		
		2～3人	70万円	110万円		
		4～6人	100万円	140万円		
		7人以上	150万円	160万円		
		10人以上(※1)	180万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円		
		2～3人	90万円	160万円		
		4～6人	150万円	190万円		
		7人以上	230万円			
		10人以上(※1)	300万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円		
		2～3人	150万円	240万円		
		4～6人	270万円	290万円		
		7人以上	450万円			
		10人以上(※1)	600万円			

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ・賃金要件：事業場内最低賃金950円未満の事業者
- ・物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

☆お問合せ先☆

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日8：30～17：15）

交付申請書等の提出先は岡山労働局 雇用環境・均等室(086-224-7639)です。

(2) 働き方改革推進支援助成金

労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対して、取組に要した経費（それぞれの目的に要した設備投資等）の一定額を助成します。

取組内容により、次の①～④の4つのコースがあります。

区分	助成額（最大）	申請期限
①業種別課題対応コース （建設業・運送業・病院等）	建設業 1,000万円 運送業 950万円 病院等 1,000万円	令和6年11月29日 ※本助成金は国の予算額に制約されるため、これ以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。
②労働時間短縮・年休促進支援コース	730万円	
③勤務間インターバル導入コース	600万円	
④団体推進コース	1,000万円	

☆ お問合せ先 ☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL (086) 224-7639

働き方改革推進支援助成金 ○○コース 検索

Ⅶ-4 働き方・休み方改善コンサルタントについて

企業における仕事と生活の調和の推進のための取組を支援するため「働き方・休み方改善コンサルタント」が、無料で企業の希望に応じて個別に訪問し、労働時間等の設定改善に向けたアドバイスや資料提供をしています。

コンサルタントの個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合には、働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書によりお申し込みください。訪問日等詳細をご連絡します。

☆ お問合せ先 ☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL (086) 225-2017

働き方・休み方改善コンサルタント 検索

利用申込書



Ⅶー 5 おかやま子育て応援宣言企業の登録

「おかやま子育て応援宣言企業」は、従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所等に宣言していただき、県が登録する制度です。登録企業には登録証を交付し、取組内容を県のホームページ等で紹介します。

また、「おかやま子育て応援宣言企業」のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に、特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定し、県のホームページで企業名を紹介しています。

*表彰制度

登録企業のうち、宣言内容の実現に向けて特に積極的に取り組み、他の模範となる優れた成果のあった企業等に岡山県知事賞を贈呈しています。

【令和5年度の受賞事業者】

(医)自由会 (株)創心會

☆ お問合せ先 ☆

岡山県子ども・福祉部子ども未来課 TEL (086) 226-7347
ホームページにこれまでの受賞企業や申請書等を掲載しています。



(子ども未来課)

Ⅶー 6 岡山県男性育児休業取得促進奨励金

県では、男女がともに安心して子育てしながら働ける社会の実現を目指し、男性従業員の育児休業取得期間に応じた奨励金を支給しています。

令和6年4月1日以降に通算14日以上の子育て休業から復帰した従業員を雇用している雇用保険適用事業所の事業主が対象で、1事業主当たり100万円/年度まで受給可能です。

また、県の認定制度であるおかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」や国のくるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしの認定を受けている企業等や、1か月以上の育児休業取得者の同僚への手当支給等の取組を実施した企業等に対しては、奨励金の加算を行います。

〈主な支給要件〉

- ・岡山県内に本社又は事業所を有すること
- ・県が実施する「経営層向けセミナー」を受講済であること（全6回のうち1回以上）
- ・「おかやま子育て応援宣言企業」に登録済であること
- ・育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること

経営層向けセミナーの概要

- ・対象者：県内企業等の経営者・役員・管理職・総務人事担当者の方
(奨励金の受給予定がない方もご参加いただけます。)
- ・内 容：企業等における男性育児休業の取得を進めるために必要な体制の整備、県内企業の優良事例紹介、奨励金の制度説明等
- ・申 込：各回の開催1週間前までにお申し込みください。
経営層向けセミナー ホームページ
<https://okayama-ikukyu.ask-aso.jp>



開催スケジュールなど本セミナーの詳細は経営層向けセミナーホームページをご覧ください。

育児休業取得者1名当たりの奨励金額

対象となる取組	奨励金額	アドバンス企業等の特別加算に該当する場合
①通算14日以上、1か月未満の男性従業員の育児休業取得	10万円	15万円
②通算1か月以上の男性従業員の育児休業取得	20万円	30万円
同僚応援手当等加算	③-1又は③-2のいずれかを実施している場合に②の奨励金額に対し加算	
③-1 同僚応援手当加算 (※1)	下記ア、イを比較して小さい方(※3) (1,000円未満切り捨て) ア 同僚に対して支給した手当の支給実績額 イ 10万円	下記ア、イを比較して小さい方(※3) (1,000円未満切り捨て) ア 同僚に対して支給した手当の支給実績額 イ 15万円
③-2 代替要員雇用加算 (※2)	10万円	15万円

(※1) ③-1 同僚応援手当加算

通算1か月以上の男性育児休業取得者が所属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替する対価として手当を支給した場合

(※2) ③-2 代替要員雇用加算

通算1か月以上の男性育児休業取得者の育児休業期間中の代替要員として新たな労働者を雇用した場合(育児休業取得期間1か月当たり勤務を要する日が17日以上)の代替要員を雇用したこと

(※3) 同僚応援手当加算は、国の両立支援等助成金の「育休中等業務代替支援コース」と併給調整の対象となる可能性があります。申請に当たっては、支給実績額から国への申請(予定)額を差し引いて申請額を積算してください。

〈奨励金の申請〉

- ・申請方法：以下ホームページから電子申請により申請してください。
岡山県男性育児休業取得促進奨励金ホームページ
<https://www.oka-ikuji.jp>
- ・申請期限：男性従業員が育児休業から復帰した日の翌日から4か月以内
(※)又は復帰した日の翌日の属する年度の2月28日のいずれか早い日まで
※令和6年4月1日～7月15日の間に復帰した対象者に係る申請については、7月17日から4か月以内を期限とします。



☆お問合せ先☆ (セミナーの詳細・お申込み)
(受託事業者) 株式会社穴吹カレッジサービス
TEL (086) 236-0225
■セミナーのお申し込みはこちらから
(<https://okayama-ikukyu.ask-aso.jp>)



☆お問合せ先☆ (奨励金の詳細・申請手続き)
岡山県男性育児休業取得促進奨励金事務局(岡山県中小企業団体中央会)
TEL (086) 224-2245
E-mail : kosodate@okachu.or.jp
■奨励金の申請はこちらから (<https://www.oka-ikuji.jp>)



Ⅶ-7 岡山県男女共同参画社会づくり表彰

岡山県では、県下各地域において、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、その功績が顕著であると認められ、今後もその活動が期待できる個人及び事業者を表彰しています。

【令和5年度の受賞事業者】 ※事業者名は受賞時のものです。
I KOMAロボテック(株)、エフピコアルライト(株)、(株)報国電設、
(株)光岡製作所、山陽ロード工業(株)

☆お問合せ先☆
岡山県県民生活部人権・男女共同参画課 TEL (086) 226-0553
ホームページでこれまでの受賞企業を紹介しています。

Ⅷ 相談窓口



○総合労働相談コーナー、労働条件相談ほっとライン

労働条件、賃金、募集・採用、ハラスメントなどあらゆる分野の労働問題の相談

名 称	電話番号	所 在 地 等
岡山労働局 総合労働相談コーナー	086-225-2017	〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
岡山総合労働相談コーナー	086-283-4540	〒700-0913 岡山市北区大供2-11-20 岡山労働基準監督署内
倉敷総合労働相談コーナー	086-484-8641	〒710-0047 倉敷市大島407-1 倉敷労働基準監督署内
津山総合労働相談コーナー	0868-22-7157	〒708-0022 津山市山下9-6 津山労働総合庁舎2階 津山労働基準監督署内
笠岡総合労働相談コーナー	0865-62-4196	〒714-0081 笠岡市笠岡5891 笠岡労働基準監督署内
和気総合労働相談コーナー	0869-93-1358	〒709-0442 和気郡和気町福富313 和気労働基準監督署内
新見総合労働相談コーナー	0867-72-1136	〒718-0011 新見市新見811-1 新見労働基準監督署内
労働条件相談ほっとライン (厚生労働省委託事業)	0120-811-610	平 日：午後5時～午後10時 土・日：午前9時～午後9時

○労働基準監督署

就業規則、賃金、労働時間など労働基準法に関する相談

名 称	電話番号	労働基準監督署の管轄区域
岡山労働基準監督署	086-225-0591	岡山市、玉野市、瀬戸内市、 加賀郡のうち旧加茂川町地域
倉敷労働基準監督署	086-422-8177	倉敷市、総社市、都窪郡
津山労働基準監督署	0868-22-7157	津山市、真庭市、美作市、苫田郡、 久米郡、英田郡、真庭郡、勝田郡
笠岡労働基準監督署	0865-62-4196	笠岡市、井原市、浅口市、小田郡、 浅口郡
和気労働基準監督署	0869-93-1358	備前市、赤磐市、和気郡
新見労働基準監督署	0867-72-1136	高梁市、新見市、 加賀郡のうち旧賀陽町地域

住所は総合労働相談コーナーと同じです。

○個別労働関係紛争のあっせん

公(公益委員)・労(労働者委員)・使(使用者委員)の三者の構成を活かした労働者個人と使用者との間の問題解決援助

名 称	電話番号	所 在 地
岡山県労働委員会事務局	086-226-7563	〒703-8293 岡山市中区小橋町1-1-25 岡山県庁小橋町庁舎2階

○パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、母性健康管理、育児・介護休業法に関する事など

名 称	電話番号	所 在 地
岡山県労働局 雇用環境・均等室	086-225-2017	〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

総合労働相談コーナーでも相談を受け付けています。

○育児・介護休業給付金（雇用保険）に関すること

名 称	電話番号	所 在 地
岡山公共職業安定所	086-241-3222	〒700-0971 岡山市北区野田1-1-20
津山公共職業安定所	0868-22-8341	〒708-8609 津山市山下9-6
津山公共職業安定所美作出張所	0868-72-1351	〒707-0041 美作市林野67-2
倉敷中央公共職業安定所	086-424-3333	〒710-0834 倉敷市笹沖1378-1
倉敷中央公共職業安定所 総社出張所	0866-92-6001	〒719-1131 総社市中央3-15-111
倉敷中央公共職業安定所 児島出張所	086-473-2411	〒711-0912 倉敷市児島小川町3672-16
玉野公共職業安定所	0863-31-1555	〒706-0002 玉野市築港2-23-12
和気公共職業安定所	0869-93-1191	〒709-0451 和気郡和気町和気481-10
和気公共職業安定所 備前出張所	0869-64-2340	〒705-0022 備前市東片上227
高梁公共職業安定所	0866-22-2291	〒716-0047 高梁市段町1004-13
高梁公共職業安定所 新見出張所	0867-72-3151	〒718-0003 新見市高尾2379-1
笠岡公共職業安定所	0865-62-2147	〒714-0081 笠岡市笠岡5891
西大寺公共職業安定所	086-942-3212	〒704-8116 岡山市東区西大寺中1-13-35 NTT西日本西大寺ビル

○健康保険、厚生年金の加入手続・保険料の相談

産前産後休業、育児休業期間中の保険料（健康保険・厚生年金保険）の免除

名 称	電話番号	所 在 地
岡山東年金事務所	086-270-7925	〒703-8533 岡山市中区国富228
岡山西年金事務所	086-214-2163	〒700-8572 岡山市北区昭和町12-7
倉敷東年金事務所	086-423-6150	〒710-8567 倉敷市老松町3-14-22
倉敷西年金事務所	086-523-6395	〒713-8555 倉敷市玉島1952-1
津山年金事務所	0868-31-2360	〒708-8504 津山市田町112-5
高梁年金事務所	0866-21-0570	〒716-8668 高梁市旭町1393-5

○子育て中の方を対象とした職業相談、各種情報の提供など

名 称	電話番号	所 在 地
おかやまマザーズ ハローワーク	086-222-2905	〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル7階
津山中央公共職業安定所 マザーズコーナー	0868-35-2673	〒708-8609 津山市山下9-6
倉敷中央公共職業安定所 マザーズコーナー	086-424-3333	〒710-0834 倉敷市笹沖1378-1
岡山県ひとり親家庭支援 センター	086-201-7260	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 岡山県備前県民局古京庁舎3階

○女性のチャレンジ支援、男女共同参画に関する相談

家族や人間関係、DV被害など心配ごとがあるとき

名 称	電話番号	所 在 地 等
岡山県男女共同参画推進 センター（ウィズセンター）	——	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・ NPO会館「きらめきプラザ」6階
★女性の相談員による一般相談	086-235-3310	【開設日・時間】 火～土曜日 9：30～16：30
★男性の相談員による一般相談	086-221-1270	【開設日・時間】 毎月第4土曜日 13：30～16：30 （電話相談のみ）
岡山県女性相談支援センター	086-235-6060	【開設日・時間】 月～金曜日 9：00～16：30
DV夜間・土曜電話相談	086-235-6101	【開設日・時間】 月～金曜日 16：30～20：00 土曜日 9：00～16：30
岡山市男女共同参画相談支援 センター（相談ほっとライン）	086-803-3366	【開設日・時間】 月・水～土曜日 10：00～19：30 日・祝日 10：00～16：30
倉敷市男女共同参画推進 センター（ウィズアップくらしき）	086-435-5670	【開設日・時間】 火～土曜日 9：00～17：30
津山配偶者暴力相談支援 センター	0868-31-2552	【開設日・時間】 月・水～金曜日 10：00～18：00 土・日曜日 10：00～17：00
玉野市男女共同参画相談支援 センター	0863-33-7867	【開設日・時間】 月～金曜日 8：30～16：00
笠岡市男女共同参画推進 センター（てらすセンター）	0865-62-5769	【開設日・時間】 月・水曜日（祝日の場合は翌日） 13：00～17：00
新見市男女共同参画 プラザ	0867-72-6159	【開設日・時間】 水～金曜日 9：15～17：15
岡山県備前県民局健康福祉部	086-272-3989	【開設日・時間】 月～金曜日 9：00～16：30

岡山県備中県民局健康福祉部	086-434-7023	【開設日・時間】 月～金曜日 9:00～16:30
岡山県美作県民局健康福祉部	0868-23-0113	【開設日・時間】 月～金曜日 9:00～16:30
岡山弁護士会 (女性人権センター)	086-223-4401	【開設日・時間】 月～金曜日 9:00～16:30
DV休日電話相談 社会福祉法人クムレ	086-441-1899	【開設日・時間】 日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3) 9:30～16:30

○子育てや学校（不登校やいじめ、進路）等子どもに関する相談

名 称	電話番号	内 容
岡山県中央児童相談所 子ども・家庭電話相談室	086-235-4157	子どもについてのさまざまな相談 【開設日・時間】※祝日、年末年始除く 月～土曜日9:00～20:00
★親子のための相談LINE	LINE 公式アカウント： 「親子のための相談LINE」	子どもや子育ての相談（ヤングケア ラーを含む） 【開設日・時間】※祝日・年末年始を除く 月～金曜日 10:00～19:00
岡山県青少年総合 相談センター 「ハートフルおかやま110」 ★総合相談窓口 ★LINE 相談	086-224-7110 (代表) E-mail: sodan110 @pol.oninet.ne.jp LINE 公式アカウント： 「ハートフルおかやま110」	青少年についてのさまざまな相談 【開設日・時間】※年末年始を除く (電話相談) 年中無休 8:30～21:30 (LINE 相談) 火・木・土曜日17:00～21:00
★教育相談	086-221-7490	いじめ、不登校、友人関係、学校等の相談 【開設日・時間】年中無休(年末年始を除く) 8:30～12:00、13:00～17:00
★進路相談	086-224-1121	不登校生徒や高校中退者等の進路相談 【開設日・時間】※年末年始を除く 火・木・土曜日12:00～18:00
★ヤングテレホン・ いじめ110番	086-231-3741	いじめ、非行、問題行動など少年相談 【開設日・時間】 年中無休、24時間受付



○保育士の再雇用に関するご相談

名 称	電話番号	所 在 地
岡山県保育士・保育所支援 センター	086-226-7350	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県子ども・福祉部子ども未来課

※一部の相談窓口を除き、祝日、年末年始は開設してありません。
あらかじめご了承ください。

働き方の新しいスタイルガイドブック ～ 仕事と家庭両立支援～

編集・発行

岡山県産業労働部労働雇用政策課

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

令和6年8月発行



働き方の新しいスタイル ガイドブック 検索

岡山県のホームページにPDF版を掲載しています。



岡山県

産業労働部 労働雇用政策課

TEL : 086-226-7386

岡山県 働き方改革 検索